

地方公共団体金融機構

第86回 代表者会議

令和8年6月22日(月)10時00分
地方公共団体金融機構 第一特別会議室

次 第

- 1 開会

- 2 議事
 - (1) 令和7年度決算
 - (2) 会計監査人の選任
 - (3) その他報告事項

- 3 閉会

地方公共団体金融機構 第86回代表者会議 配付資料

議案1 令和7年度決算

- ・事業報告書
- ・財務諸表
- ・決算報告書

説明資料1 令和7年度地方公共団体金融機構事業の概況

説明資料2 令和7年度地方公共団体金融機構決算の概要

- ・独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書
- ・令和7年度の財務諸表及び決算報告書に係る監査報告書

資料 令和7年度内部統制報告書

報告 第48回経営審議委員会意見書

議案2 会計監査人の選任について

その他報告事項

報告1 第47回経営審議委員会意見書（R8.3）に係る対応

報告2 令和7年度末貸付債権残高の状況及び健全化指標による分類

報告3 サステナビリティに関する取組について

報告4 地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業

報告5 機構特別利率にかかる特例の対応状況について

令和 7 年 度 決 算

事 業 報 告 書

財 務 諸 表

決 算 報 告 書

地方公共団体金融機構

令和7年度

地方公共団体金融機構
事業報告書

自 令和7年4月1日

至 令和8年3月31日

地方公共団体金融機構

目 次

I 地方公共団体金融機構の概要

1. 設立年月日	- 1 -
2. 根拠法	- 1 -
3. 目的	- 1 -
4. 所在地	- 1 -
5. 役員	- 1 -
6. 職員数	- 1 -
7. 資本金	- 1 -

II 代表者会議・経営審議委員会の開催状況

1. 代表者会議	- 2 -
2. 経営審議委員会	- 2 -

III 令和7年度の業務の概要

1. 貸付業務	- 4 -
2. 地方支援業務	- 9 -
3. 資金調達業務	- 10 -
4. サステナビリティに関する取組	- 16 -
5. 公営競技納付金の概況	- 16 -

(参考) 組織図及び事務分掌	- 17 -
----------------------	--------

I 地方公共団体金融機構の概要（令和8年3月現在）

1. 設立年月日

平成20年8月1日（平成21年6月1日改組）

2. 根拠法

地方公共団体金融機構法（平成19年法律第64号）

3. 目的

地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体に対しその地方債につき長期かつ低利の資金を融通するとともに、地方公共団体の資本市場からの資金調達に関して支援を行い、もって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

4. 所在地

東京都千代田区日比谷公園1番3号

5. 役員

理事長1名、副理事長1名、理事3名、監事2名
（うち監事1名は非常勤）

6. 職員数

101人

7. 資本金

166億210万円（全都道府県、市区町村等による出資）

Ⅱ 代表者会議・経営審議委員会の開催状況

1. 代表者会議

代表者会議は、機構の最高意思決定機関として設けられており、次に掲げる事項を議決する。

- ①定款の変更
- ②業務方法書の作成又は変更
- ③予算、事業計画、資金計画及び収支に関する中期的な計画の作成又は変更
- ④決算
- ⑤役員報酬及び退職金
- ⑥その他代表者会議が特に必要と認めた事項

また、代表者会議は、理事長及び監事の任命、理事長が副理事長及び理事を任命する際の同意、会計監査人の選任も行うこととされている。

代表者会議の委員は下記のとおりであり、令和7年度においては、合計3回の代表者会議が開催されている。(第1表参照)

区分	氏名	役職	備考
地方公共団体の代表者	河野 俊嗣	宮崎県知事	議長
	牛越 徹	長野県大町市長	
	棚野 孝夫	北海道白糠町長	
外部の学識経験者	小幡 純子	日本大学大学院法務研究科 (法科大学院) 教授	
	神野 直彦	東京大学名誉教授	
	池田 晃治	株式会社ひろぎんホールディングス 代表取締役会長	

(令和8年3月31日現在)

2. 経営審議委員会

経営審議委員会は、外部有識者による審議機関、機構の業務に関するチェック機関として設けられており、理事長は次に掲げる事項について経営審議委員会の意見を聴かなければならない。

- ①業務方法書の作成又は変更
- ②予算及び事業計画の作成又は変更
- ③決算
- ④地方債の資金の貸付け又は証券発行の方法による地方債の応募の条件その他当該貸付け又は応募の実施に係る基本的な事項
- ⑤一時借入金の資金の貸付けの条件その他当該貸付けの実施に係る基本的な事項
- ⑥その他代表者会議が特に必要と認めた事項

また、経営審議委員会は、機構の業務について理事長の諮問に応じ又は自ら必要と認める事項について、理事長に建議を行うことができる。

経営審議委員会の委員は下記のとおりであり、令和7年度においては、合計2回の経営審議委員会が開催されている。(第2表参照)

氏名	役職	備考
前田 栄治	㈱ちばぎん総合研究所取締役社長	委員長
林 宏昭	関西大学教授	
勢一 智子	西南学院大学教授	
玉沖 仁美	㈱紡代表取締役	
上崎 正則	元㈱時事通信社取締役	
遠藤 尚秀	大阪公立大学大学院教授	

(令和8年3月31日現在)

第1表 代表者会議の開催状況

回数	年月日	概要
第82回	令和7年 6月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度決算 ・令和7年度予算の変更 ・会計監査人の選任 ・その他報告事項
第83回	令和7年 7月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・役員任命の同意
第84回	令和8年 3月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度事業計画 ・令和8年度予算、資金計画、収支に関する中期的な計画 ・地方公共団体金融機構定款の変更 ・その他報告事項

第2表 経営審議委員会の開催状況

回数	年月日	概要
第46回	令和7年 6月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度決算 ・令和7年度予算の変更 ・「地方債及び一時借入金の資金の貸付け等の条件ほか貸付け等の実施に係る基本的な事項」の変更 ・その他報告事項
第47回	令和8年 3月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度事業計画 ・令和8年度予算 ・その他報告事項

Ⅲ 令和7年度の業務の概要

1. 貸付業務

[地方債計画の概要]

令和7年度地方債計画は、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が緊急に実施する防災・減災対策、公共施設等の適正管理、地域の脱炭素化、こども・子育て支援、自治体DX・地域社会DXの推進、地域の活性化への取組等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとするとともに、東日本大震災に関連する事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして、通常収支分、東日本大震災分のそれぞれについて策定された。

また、令和7年度国の補正予算（第1号）に伴う補正予算債等の追加に対応するため、令和8年1月9日に改正された。

その結果、令和7年度の地方債計画（改正後）は、通常収支分と東日本大震災分を合わせ総額11兆3,477億円とされ、そのうち一般会計債は6兆1,104億円、公営企業債は3兆5,140億円、補正予算債は1兆6,433億円が計上された。

地方債計画（改正後）における機構資金は、一般会計債、公営企業債及び補正予算債について、1兆8,895億円が計上された。（第3表参照）

[貸付の状況]

(1) 長期貸付及び同意・許可前貸付

長期貸付については、14,774件、1兆6,328億65百万円の貸付けを行った。（第4表参照）

団体種別貸付状況は、政令指定都市を除く市及び特別区に対するものが最も多く、67.3%を占めている。（第5表参照）

同意・許可前貸付については、貸付けを行わなかった。

(2) 短期貸付

短期貸付については、貸付けを行わなかった。

(3) 受託貸付（公有林整備事業及び草地開発事業への貸付け）

（株）日本政策金融公庫から委託を受けて行った受託貸付については、32億45百万円の貸付けを行った。

第3表 令和7年度地方債計画資金区分（改正後）

（単位：億円）

項 目	令和7年度地方債計画			
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構	民間等
一 一般会計債				
1 公共事業等	15,908	3,952	308	11,648
2 公営住宅建設事業	1,110	373	126	611
3 災害復旧事業	3,084	3,084	0	0
4 教育・福祉施設等整備事業	5,723	2,916	474	2,333
(1) 学校教育施設等	2,670	1,468	209	993
(2) 社会福祉施設	367	72	89	206
(3) 一般廃棄物処理	1,603	1,111	176	316
(4) 一般補助施設等	546	265	0	281
(5) 施設（一般財源化分）	537	0	0	537
5 一般単独事業	27,626	926	6,760	19,940
(1) 一般	2,894	0	324	2,570
(2) 地域活性化	690	0	85	605
(3) 防災対策	871	126	136	609
(4) 地方道路等	3,821	0	608	3,213
(5) 旧合併特例	2,500	0	332	2,168
(6) 緊急防災・減災	5,000	0	2,000	3,000
(7) 公共施設等適正管理	4,500	100	1,728	2,672
(8) 緊急自然災害防止対策	4,000	700	1,007	2,293
(9) 緊急浚渫推進	1,100	0	0	1,100
(10) 脱炭素化推進	900	0	360	540
(11) こども・子育て支援	450	0	180	270
(12) デジタル活用推進	900	0	0	900
6 辺地及び過疎対策事業	6,508	4,951	1,552	5
(1) 辺地対策	592	524	68	0
(2) 過疎対策	5,916	4,427	1,484	5
7 公共用地先行取得等事業	345	0	0	345
8 行政改革推進	700	0	0	700
9 調 整	100	0	0	100
計	61,104	16,202	9,220	35,682
二 公営企業債				
1 水道事業	8,898	3,617	2,966	2,315
2 工業用水道事業	509	0	166	343
3 交通事業	1,600	78	229	1,293
4 電気事業・ガス事業	260	0	49	211
5 港湾整備事業	618	175	20	423
6 病院事業・介護サービス事業	6,002	993	1,588	3,421
7 市場事業・と畜場事業	624	0	245	379
8 地域開発事業	1,346	0	0	1,346
9 下水道事業	15,170	4,388	4,145	6,637
10 観光その他事業	113	0	4	109
計	35,140	9,251	9,412	16,477
合 計	96,244	25,453	18,632	52,159
三 臨時財政対策債	0	0	0	0
四 退職手当債	800	0	0	800
五 補正予算債	16,433	8,252	263	7,918
総 計	113,477	33,705	18,895	60,877

第4表 令和7年度事業別貸付状況

(単位：百万円、%)

区 分	貸付計画額 (A)	前事業年度 (B)		当事業年度 (C)		差引 (C-B)		差引 (C-A)	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	金 額	金 額	金 額
一般会計債									
公共事業等	36,591	38,861	2.7	42,193	2.6	3,332		5,602	
公営住宅事業	10,991	11,424	0.8	11,300	0.7	△124		309	
学校教育施設等整備事業	30,092	24,653	1.7	28,135	1.7	3,482		△1,957	
社会福祉施設整備事業	12,587	7,445	0.5	8,928	0.5	1,483		△3,659	
一般廃棄物処理事業	27,791	15,225	1.1	21,350	1.3	6,125		△6,441	
一般補助施設整備等事業	-	156	0.0	268	0.0	112		268	
一般事業	8,105	6,511	0.5	12,296	0.8	5,785		4,191	
地域活性化事業	9,379	10,733	0.7	8,337	0.5	△2,396		△1,042	
防災対策事業	11,880	9,707	0.7	13,210	0.8	3,503		1,330	
地方道路等整備事業	21,030	28,581	2.0	29,233	1.8	652		8,203	
合併特例事業	53,356	81,083	5.6	57,436	3.5	△23,647		4,080	
緊急防災・減災事業	148,870	137,091	9.5	167,744	10.3	30,653		18,874	
公共施設等適正管理推進事業	157,635	140,632	9.8	162,770	10.0	22,138		5,135	
緊急自然災害防止対策事業	98,566	108,524	7.6	118,227	7.2	9,703		19,661	
脱炭素化推進事業	30,462	17,012	1.2	32,991	2.0	15,979		2,529	
こども・子育て支援事業	4,807	4	0.0	3,865	0.2	3,861		△942	
辺地対策事業	6,281	3,756	0.3	6,048	0.4	2,292		△233	
過疎対策事業	130,466	108,227	7.5	138,298	8.5	30,071		7,832	
計	798,891	749,623	52.2	862,628	52.8	113,005		63,737	
臨時財政対策債	18,271	68,344	4.8	9,401	0.6	△58,943		△8,870	
(一般会計債等分計)	817,162	817,966	56.9	872,029	53.4	54,063		54,867	
公営企業債									
水道事業 (上水道)	221,406	176,853	12.3	182,967	11.2	6,114		△38,439	
(簡易水道)	8,467	6,856	0.5	6,385	0.4	△471		△2,082	
交通事業 (一般交通)	1,733	2,283	0.2	2,866	0.2	583		1,133	
(都市高速鉄道)	21,990	20,962	1.5	16,592	1.0	△4,370		△5,398	
病院事業	137,564	82,441	5.7	230,422	14.1	147,981		92,858	
下水道事業	357,640	301,870	21.0	296,007	18.1	△5,863		△61,633	
工業用水道事業	13,044	5,215	0.4	7,338	0.4	2,123		△5,706	
電気事業	4,622	3,670	0.3	5,173	0.3	1,503		551	
ガス事業	561	541	0.0	445	0.0	△96		△116	
介護サービス事業	2,866	4,383	0.3	4,791	0.3	408		1,925	
市場事業	9,859	10,698	0.7	5,410	0.3	△5,288		△4,449	
と畜場事業	349	280	0.0	191	0.0	△89		△158	
駐車場事業	74	172	0.0	216	0.0	44		142	
小 計	780,175	616,223	42.9	758,803	46.5	142,580		△21,372	
港湾整備事業	1,915	2,115	0.1	1,589	0.1	△526		△326	
観光施設事業・産業廃棄物処理事業	748	524	0.0	445	0.0	△79		△303	
小 計	2,663	2,639	0.2	2,034	0.1	△605		△629	
計	782,838	618,862	43.1	760,836	46.6	141,974		△22,002	
合 計	1,600,000	1,436,828	100.0	1,632,865	100.0	196,037		32,865	

(注) 単位未満四捨五入のため、計が一致しないことがある。

第5表 令和7年度団体種別貸付状況

(単位：百万円、%)

区分	令和7年度貸付額	
	金額	構成比
都道府県	166,217	10.2
政令指定都市	57,387	3.5
市（政令指定都市を除く）及び特別区	1,098,427	67.3
町村	224,194	13.7
企業団・組合等	86,641	5.3
計	1,632,865	100.0

(注) 単位未満四捨五入のため、計が一致しないことがある。

〔元利金回収及び貸付残高の状況〕

貸付金及び利息の回収は、原則として、半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等償還の方法により、毎年度9月20日及び3月20日に行っている。

令和7年度の回収状況は、第6表のとおりである。長期貸付については、定期償還として元金443,864件、1兆7,578億63百万円、利息512,964件、1,957億8百万円を収納した。

また、繰上償還として元金346件、111億5百万円及びこれに伴う経過利息343件、7百万円を収納した。繰上償還の理由は、借入団体からの申出によるもの及び取得した資産の処分に伴うもの等である。

令和8年3月末における公社貸付を含む長期貸付残高は247,719件、22兆5,640億78百万円で、その事業別残高は第7表のとおりである。

また、令和8年3月末における受託貸付残高は13,749件、2,014億22百万円である。

第6表 令和7年度貸付金回収状況

(単位：件、百万円)

区分	元金		利息	
	件数	金額	件数	金額
長期貸付定期償還				
一般貸付	443,831	1,756,817	512,931	195,667
公社貸付	33	1,046	33	41
計	443,864	1,757,863	512,964	195,708
長期貸付繰上償還				
一般貸付	344	11,089	341	7
公社貸付	2	16	2	0
計	346	11,105	343	7
同意(許可)前貸付償還	-	-	-	-
短期貸付償還	-	-	-	-
計	444,210	1,768,968	513,307	195,715

(注) 単位未満四捨五入のため、計が一致しないことがある。

第7表 令和7年度末事業別長期貸付残高

(単位：百万円、%)

事業名	前事業年度末(A)		当事業年度末(B)		比較(B-A)
	金額	構成比	金額	構成比	金額
公共事業等	516,913	2.3	515,905	2.3	△1,008
公営住宅事業	177,637	0.8	172,535	0.8	△5,101
全国防災事業	79,968	0.4	71,301	0.3	△8,667
学校教育施設等整備事業	123,561	0.5	143,063	0.6	19,502
社会福祉施設整備事業	109,198	0.5	107,953	0.5	△1,245
一般廃棄物処理事業	67,408	0.3	82,492	0.4	15,084
一般事業	82,521	0.4	88,216	0.4	5,695
地域活性化事業	98,209	0.4	98,525	0.4	316
防災対策事業	163,037	0.7	162,748	0.7	△289
地方道路等整備事業	427,580	1.9	409,600	1.8	△17,979
合併特例事業	1,066,576	4.7	1,027,648	4.6	△38,928
緊急防災・減災事業	909,776	4.0	988,894	4.4	79,119
公共施設最適化事業	15,566	0.1	14,244	0.1	△1,322
公共施設等適正管理推進事業	702,062	3.1	836,000	3.7	133,938
緊急自然災害防止対策事業	478,296	2.1	576,061	2.6	97,765
脱炭素化推進事業	17,786	0.1	49,182	0.2	31,397
こども・子育て支援事業	4	0.0	3,840	0.0	3,836
辺地対策事業	5,761	0.0	11,696	0.0	5,935
過疎対策事業	331,372	1.5	453,174	2.0	121,801
臨時地方道整備事業	104,434	0.5	58,757	0.3	△45,677
臨時河川等整備事業	4,129	0.0	2,509	0.0	△1,619
臨時高等学校整備事業	2,044	0.0	1,129	0.0	△915
一般補助施設整備等事業	5,589	0.0	5,524	0.0	△65
臨時財政対策債	5,459,762	24.1	5,069,645	22.5	△390,117
減収補填債	494,818	2.2	470,285	2.1	△24,532
上水道事業	2,636,797	11.6	2,609,411	11.6	△27,385
簡易水道事業	211,965	0.9	203,645	0.9	△8,320
一般交通事業	17,541	0.1	19,047	0.1	1,507
都市高速鉄道事業	623,002	2.7	584,049	2.6	△38,953
病院事業	1,165,994	5.1	1,313,860	5.8	147,866
下水道事業	6,211,466	27.4	6,029,273	26.7	△182,193
工業用水道事業	134,312	0.6	131,007	0.6	△3,305
電気事業	48,932	0.2	49,549	0.2	617
ガス事業	16,253	0.1	15,129	0.1	△1,124
介護サービス事業	23,652	0.1	26,495	0.1	2,842
市場事業	113,426	0.5	112,802	0.5	△623
と畜場事業	5,350	0.0	4,814	0.0	△535
駐車場事業	6,655	0.0	5,762	0.0	△894
港湾整備事業	33,757	0.1	32,457	0.1	△1,300
観光施設事業	4,637	0.0	4,477	0.0	△160
産業廃棄物処理事業	8	0.0	6	0.0	△2
一般貸付計	22,697,751	100.0	22,562,711	100.0	△135,040
道路公社	2,429	0.0	1,367	0.0	△1,062
公社貸付計	2,429	0.0	1,367	0.0	△1,062
合計	22,700,180	100.0	22,564,078	100.0	△136,102

(注) 単位未満四捨五入のため、計及び比較が一致しないことがある。

2. 地方支援業務

地方公共団体の財政の健全性の確保に資することを目的として、各団体のニーズにあわせて、その財政運営全般にわたる課題について、調査研究、人材育成・実務支援、情報発信の分野において地方支援業務を実施した。

① 調査研究

地方財政の変遷をとりまとめる「地方財政史プロジェクト」や社会保障政策が地方財政に与える影響を研究するプロジェクト「地方財政からみた社会保障政策」等の地方財政等に関する調査研究について、令和8年度の本格的な始動に向け準備を開始した。

また、国立大学法人政策研究大学院大学(GRIPS)と連携し、「人口減少時代等社会構造変革下における地方財政」をテーマに教育及び調査研究に関するプロジェクトを実施した。調査研究事業については、調査研究会を3回、海外調査を3か国実施し、また令和7年12月と令和8年3月にそれぞれフォーラムを実施し、その成果を広く地方公共団体等に還元した。

さらに、国を含む専門機関等と連携して、地域金融、地方財政等、諸外国の地方行財政制度等に関する調査研究を実施した。

② 人材育成・実務支援

総務省との共同事業として地方公共団体・公営企業にアドバイザーを派遣する地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業については、令和7年度は従前からの公営企業・第三セクター等の経営改革、公営企業会計の適用、地方公会計の整備・活用、公共施設等総合管理計画の見直し・実行、地方公共団体のDX、地方公共団体のGX及び首長・管理者向けトップセミナーの7つの支援分野に加え、新たに地方公共団体間の広域連携、地方税務行政のDX等及び地方創生の取組を追加し、1,437件の申請を受け、5,203回の派遣を実施した。

市町村アカデミー(JAMP)、全国市町村国際文化研修所(JIAM)、地方自治研究機構(RILG)と連携・協力し、財政運営・資金調達等を中心とした市町村職員等への研修内容の一層の充実を図った。

地方公共団体にとって関心の高い地方財政・地方公営企業に関する時宜にかなったテーマを題材としたセミナーや、資金調達・資金運用に携わる地方公共団体の職員を対象に、それぞれの業務に必要な金融知識の習得を目的とした研修について、集合研修を実施した。また、多様な研修機会の充実を図り、遠隔地や小規模の地方公共団体も含め広く研修効果が及ぶよう、eラーニングによる研修も実施した。eラーニングでは、金融知識(資金調達・資金運用等)、地方財政に関する基本的な制度、地方公会計制度等に関する研修コンテンツを提供した。さらに、eラーニングで提供した講義の一部については、アーカイブ化し、後年度においても活用できるようにした。eラーニングについては、全講義の

合計でのべ 20,189 人の受講申込みを受けた。

自治体ファイナンス・アドバイザー等が講師として、資金調達・資金運用等、地方公共団体の要望に応じたテーマ・方法で講義を実施する出前講座については、講師派遣及び Web 会議システムの方法により 64 件実施した。また、自治体ファイナンス・アドバイザー等が地方公共団体の抱える資金調達・資金運用等に係る具体的な課題や疑問の解決に向けて、専門的なアドバイスを実施する実務支援（個別相談）は、電話、メール、講師派遣及び Web 会議システム等の方法により 103 件実施した。

③ 情報発信

市町村が自らの財政状況を簡単に分析できる財政分析チャート「New Octagon」について、これまでの団体区分（都市・町村の 2 区分）に加え、総務省の類似団体区分に準じた人口段階別の 10 区分（都市 5 区分、町村 5 区分）を新たに設定した。また、先進事例検索システムについては、専門機関と連携を図りながら先進事例を 324 件追加する等充実を図った。

さらに、「情報プラットフォーム」のページにおいて、地方行財政に関する調査研究及び研修について情報を集約し、発信するとともに、地方公共団体が資金調達等を行う際に有益な経済・金融データ、金融知識、取組事例をホームページ、冊子、研修等を通じて、活用方法も含め提供した。

3. 資金調達業務

令和 7 年度の資金調達総額は政府保証債の発行額が減少したこと等により前事業年度比 361 億円減少し、1 兆 7,868 億円（発行価額ベース。以下同じ。）となった。その内訳は第 8 表のとおりである。

第 8 表 令和 7 年度の資金調達の状況

（単位：億円）

区分	令和 6 年度 (A)	令和 7 年度 (B)	比較(B-A)
	金額	金額	金額
市場公募による非政府保証債	10,609	11,218	609
地方公共団体金融機構 10 年債	3,250	3,030	▲220
同 20 年債	1,080	990	▲90
同 5 年債(グリーンボンド)	410	520	110
同 30 年債	330	210	▲120
FLIP 債	2,415	2,500	85
MTN プログラム	3,124	3,968	844
()内は額面ベース、ともに円換算後)	(3,133)	(3,981)	(847)

区分	令和 6 年度 (A)	令和 7 年度 (B)	比較 (B-A)
	金額	金額	金額
地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券	5,395	4,947	▲448
10年債	2,575	2,577	2
20年債	2,820	2,370	▲450
長期借入による調達	826	803	▲23
政府保証債	1,400	900	▲500
資金調達総額	18,230	17,868	▲361

(注) 単位未満切り捨てのため、計が一致しないことがある。

この結果、令和 7 年度末において機構債券の発行残高は、18 兆 3,196 億円 (額面金額ベース)、借入金の借入残高は長期借入金 5,218 億円となっている。

なお、令和 7 年度の機構債券の発行状況等は、第 9 表及び第 10 表のとおりである。

第 9 表 令和 7 年度債券発行状況

(地方金融機構債 (公募国内債))

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
第191回	10年	200	1.522	100	R7.4.21	R17.4.27
第192回	10年	170	1.671	100	R7.5.22	R17.5.28
第193回	10年	350	1.671	100	R7.6.20	R17.6.28
第194回	10年	480	1.651	100	R7.7.17	R17.7.27
第195回	10年	330	1.673	100	R7.8.22	R17.8.28
第196回	10年	330	1.682	100	R7.9.19	R17.9.28
第197回	10年	210	1.815	100	R7.10.21	R17.10.26
第198回	10年	200	1.820	100	R7.11.21	R17.11.28
第199回	10年	190	2.090	100	R7.12.18	R17.12.28
第200回	10年	220	2.303	100	R8.1.23	R18.1.28
第201回	10年	200	2.386	100	R8.2.20	R18.2.28
第202回	10年	150	2.305	100	R8.3.23	R18.3.28
第118回	20年	110	2.275	100	R7.4.21	R27.4.28
第119回	20年	180	2.389	100	R7.6.20	R27.6.28
第120回	20年	150	2.505	100	R7.7.17	R27.7.28

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
第121回	20年	150	2.659	100	R7.9.19	R27.9.28
第122回	20年	150	2.718	100	R7.10.21	R27.10.27
第123回	20年	150	2.957	100	R7.12.18	R27.12.28
第124回	20年	100	3.134	100	R8.1.23	R28.1.26
第37回	5年	250	1.178	100	R7.6.20	R12.6.28
第38回	5年	270	1.329	100	R7.11.28	R12.11.28
第21回	30年	110	2.669	100	R7.4.21	R37.4.28
第22回	30年	100	3.272	100	R7.10.21	R37.10.28
F835回	5年	40	1.004	100	R7.4.25	R12.6.25
F836回	7年	200	1.352	100	R7.5.28	R14.3.26
F837回	9年	30	1.675	100	R7.5.28	R16.11.28
F838回	3年	30	0.823	100	R7.6.26	R10.1.26
F839回	3年	30	0.824	100	R7.6.26	R10.2.25
F840回	4年	30	1.090	100	R7.6.26	R11.12.26
F841回	6年	30	1.211	100	R7.6.26	R13.1.24
F842回	7年	30	1.295	100	R7.6.26	R14.3.26
F843回	11年	50	1.710	100	R7.6.26	R18.1.25
F844回	3年	30	0.844	100	R7.6.27	R10.3.27
F845回	4年	30	1.012	100	R7.6.27	R11.6.27
F846回	5年	40	1.140	100	R7.6.27	R12.8.27
F847回	6年	80	1.205	100	R7.6.27	R13.8.27
F848回	7年	30	1.266	100	R7.6.27	R14.6.25
F849回	9年	30	1.571	100	R7.6.27	R16.12.20
F850回	7年	200	1.408	100	R7.7.25	R14.6.25
F851回	9年	50	1.672	100	R7.7.25	R17.1.25
F852回	26年	50	2.989	100	R7.7.25	R33.7.25
F853回	5年	100	1.211	100	R7.7.28	R12.6.28
F854回	6年	30	1.306	100	R7.7.28	R13.9.26
F855回	8年	30	1.472	100	R7.7.28	R15.7.28
F856回	8年	30	1.513	100	R7.8.29	R15.5.27
F857回	3年	30	1.036	100	R7.9.26	R10.8.25
F858回	8年	30	1.503	100	R7.9.26	R15.9.26
F859回	3年	30	1.059	100	R7.9.29	R10.11.29
F860回	5年	40	1.278	100	R7.9.29	R12.11.29
F861回	9年	30	1.654	100	R7.9.29	R16.11.29
F862回	3年	30	1.037	100	R7.10.29	R10.5.29
F863回	3年	30	1.037	100	R7.10.29	R10.5.29
F864回	6年	40	1.438	100	R7.10.29	R14.2.27
F865回	7年	200	1.517	100	R7.10.29	R14.9.29

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
F866回	3年	30	1.229	100	R7.12.25	R10.12.25
F867回	3年	30	1.229	100	R7.12.25	R10.12.25
F868回	3年	30	1.229	100	R7.12.25	R10.12.25
F869回	3年	30	1.229	100	R7.12.25	R10.12.25
F870回	3年	30	1.229	100	R7.12.25	R10.12.25
F871回	3年	30	1.229	100	R7.12.25	R10.12.25
F872回	3年	30	1.229	100	R7.12.25	R10.12.25
F873回	5年	40	1.540	100	R7.12.24	R13.2.21
F874回	7年	200	2.018	100	R8.1.29	R14.12.20
F875回	3年	200	1.421	100	R8.2.26	R11.2.26
F876回	3年	60	1.411	100	R8.2.27	R11.1.26
F877回	5年	40	1.789	100	R8.3.26	R13.5.26
F878回	6年	30	1.890	100	R8.3.26	R14.3.26
F879回	6年	30	1.890	100	R8.3.26	R14.3.26
F880回	7年	30	2.008	100	R8.3.26	R15.3.25

償還方法：満期一括償還

(地方金融機構債 (MTNプログラムによる債券))

区分 回号	年限	発行額		表面利率 (%)	発行価額 (%)	発行日	償還日
		発行通貨	円換算後 (億円) ※				
第108回	5年	米ドル	1,505	4.375	99.760	R7.4.2	R12.4.2
第109回	5年	米ドル	1,095	4.125	99.745	R7.7.30	R12.7.30
第110回	5年	ユーロ	1,367	2.750	99.549	R8.1.16	R13.1.16

償還方法：満期一括償還

(注) 円換算後の発行額 (発行価額ベース) は回号ごとに億円未満を切り捨てした金額である。

(地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券)

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
A号第183回	10年	62.5	1.552	100	R7.4.21	R17.4.20
A号第184回	10年	62.5	1.701	100	R7.5.26	R17.5.25
A号第185回	10年	62.5	1.701	100	R7.6.23	R17.6.22
A号第186回	10年	62.5	1.681	100	R7.7.18	R17.7.18
A号第187回	10年	62.5	1.703	100	R7.8.22	R17.8.22
A号第188回	10年	62.5	1.712	100	R7.9.19	R17.9.19
A号第189回	10年	62.5	1.845	100	R7.10.21	R17.10.19
A号第190回	10年	62.5	1.850	100	R7.11.21	R17.11.21

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
A号第191回	10年	62.5	2.120	100	R7.12.18	R17.12.18
A号第192回	10年	62.5	2.333	100	R8.1.23	R18.1.23
A号第193回	10年	62.5	2.416	100	R8.2.20	R18.2.20
A号第194回	10年	62.5	2.335	100	R8.3.24	R18.3.24
D号第109回	20年	62.5	2.295	100	R7.4.21	R27.4.21
D号第110回	20年	62.5	2.447	100	R7.5.26	R27.5.26
D号第111回	20年	62.5	2.409	100	R7.6.23	R27.6.23
D号第112回	20年	62.5	2.525	100	R7.7.18	R27.7.18
D号第113回	20年	62.5	2.577	100	R7.8.22	R27.8.22
D号第114回	20年	62.5	2.679	100	R7.9.19	R27.9.19
D号第115回	20年	62.5	2.738	100	R7.10.21	R27.10.20
D号第116回	20年	62.5	2.733	100	R7.11.21	R27.11.21
D号第117回	20年	62.5	2.977	100	R7.12.18	R27.12.18
D号第118回	20年	62.5	3.154	100	R8.1.23	R28.1.23
D号第119回	20年	62.5	3.225	100	R8.2.20	R28.2.20
D号第120回	20年	62.5	3.143	100	R8.3.24	R28.3.23

償還方法：満期一括償還

(地方公務員共済組合(地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合)、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券)

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
B号第114回	10年	115	1.552	100	R7.4.21	R17.4.20
B号第115回	10年	45	1.701	100	R7.5.26	R17.5.25
B号第116回	10年	105	1.701	100	R7.6.23	R17.6.22
B号第117回	10年	140	1.681	100	R7.7.18	R17.7.18
B号第118回	10年	155	1.703	100	R7.8.22	R17.8.22
B号第119回	10年	60	1.712	100	R7.9.19	R17.9.19
B号第120回	10年	115	1.845	100	R7.10.21	R17.10.19
B号第121回	10年	140	1.850	100	R7.11.21	R17.11.21
B号第122回	10年	160	2.120	100	R7.12.18	R17.12.18
B号第123回	10年	295	2.333	100	R8.1.23	R18.1.23
B号第124回	10年	299	2.416	100	R8.2.20	R18.2.20
B号第125回	10年	165	2.335	100	R8.3.24	R18.3.24
B号第126回	10年	33	2.335	100	R8.3.27	R18.3.27
C号第114回	20年	140	2.295	100	R7.4.21	R27.4.21

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
C号第115回	20年	65	2.447	100	R7.5.26	R27.5.26
C号第116回	20年	120	2.409	100	R7.6.23	R27.6.23
C号第117回	20年	165	2.525	100	R7.7.18	R27.7.18
C号第118回	20年	175	2.577	100	R7.8.22	R27.8.22
C号第119回	20年	90	2.679	100	R7.9.19	R27.9.19
C号第120回	20年	135	2.738	100	R7.10.21	R27.10.20
C号第121回	20年	100	2.733	100	R7.11.21	R27.11.21
C号第122回	20年	115	2.977	100	R7.12.18	R27.12.18
C号第123回	20年	205	3.154	100	R8.1.23	R28.1.23
C号第124回	20年	180	3.225	100	R8.2.20	R28.2.20
C号第125回	20年	130	3.143	100	R8.3.24	R28.3.23

償還方法：満期一括償還

(政府保証国内債)

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
第16回	4年	500	1.050	100	R7.7.30	R11.7.30
第17回	4年	400	1.104	100	R7.9.30	R11.9.28

償還方法：満期一括償還

第10表 令和7年度借入状況

(借入金)

区分	当期首残高 (億円)	当期末残高 (億円)	平均利率 (%)	返済期限 (年月日)
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	880	1,045	0.072	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	4,415	4,173	0.560	R9.9.14～ R22.3.16

返済方法：満期一括返済

4. サステナビリティに関する取組

令和7年度は、サステナビリティ委員会を開催し、サステナビリティに関する取組や開示情報の充実について審議を行ったほか、地方公共団体金融機構法第36条第3項に基づく説明書類や、ディスクロージャー誌等において、機構のサステナビリティに関する考え方や取組を開示し、積極的な情報発信・開示に取り組んだ。

また、国内外でのサステナビリティ情報の開示基準に係る動向について情報収集を行った。

さらに、下水道事業への貸付けを資金用途とする国外グリーンボンドと水道事業への貸付けを資金用途とする国内グリーンボンドを発行した。

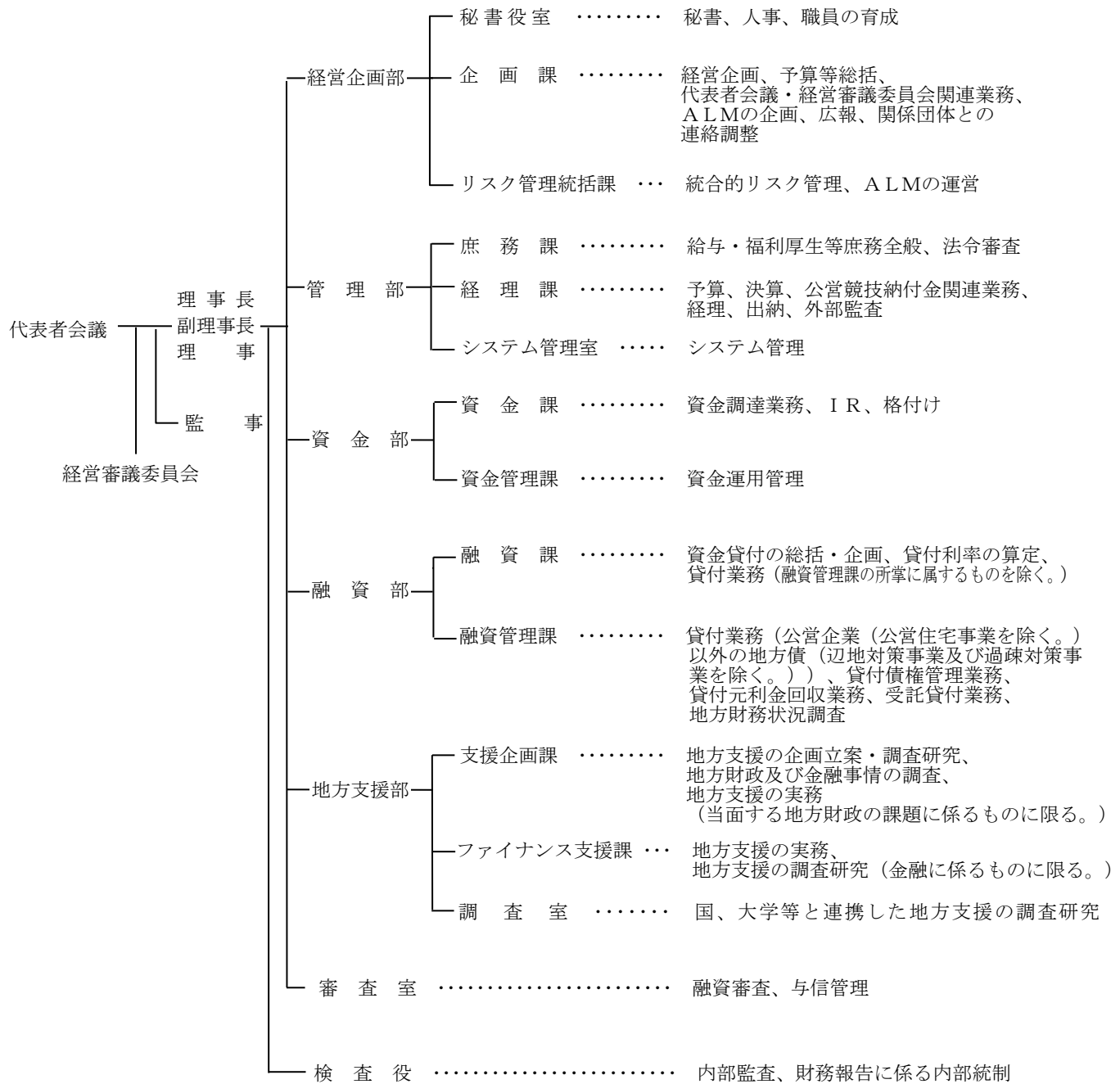
5. 公営競技納付金の概況

機構は、公営競技納付金を地方公共団体健全化基金に積み立て、その運用益等を財源として低利な貸付けを実施している。

令和7年度における公営競技納付金(令和6年度開催分に基づく納付金)は、228億16百万円であった。

なお、納付団体数は99団体で、公営競技の開催権を有する団体(令和6年度:190団体)の52.1%であった。

(参考) 組織図及び事務分掌 (令和8年3月31日現在)



令和7年度

地方公共団体金融機構
財 務 諸 表

自 令和7年4月1日

至 令和8年3月31日

地方公共団体金融機構

目 次

貸借対照表	・ ・ ・ ・ 1
損益計算書	・ ・ ・ ・ 2
利益の処分に関する書類	・ ・ ・ ・ 3
純資産変動計算書	・ ・ ・ ・ 4
キャッシュ・フロー計算書	・ ・ ・ ・ 5
重要な会計方針	・ ・ ・ ・ 6
追加情報	・ ・ ・ ・ 8
注記事項等	・ ・ ・ ・ 9
勘定別情報（貸借対照表関係）	・ ・ ・ 2 1
勘定別情報（損益計算書関係）	・ ・ ・ 2 2
附属明細書	・ ・ ・ 2 3

貸借対照表

(令和8年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
貸付金	22,564,078	債券	18,315,800
有価証券	255,000	借入金	521,800
現金預け金	859,086	金融商品等受入担保金	456,380
その他資産	7,470	その他負債	8,432
有形固定資産	2,713	賞与引当金	73
無形固定資産	3,290	役員賞与引当金	10
前払年金費用	56	退職給付引当金	87
		役員退職慰労引当金	19
		地方公共団体健全化基金	937,248
		基本地方公共団体健全化基金	937,248
		特別法上の準備金等	2,966,640
		金利変動準備金	2,200,000
		公庫債権金利変動準備金	766,640
		負債の部合計	23,206,494
		(純資産の部)	
		地方公共団体出資金	16,602
		利益剰余金	441,759
		一般勘定積立金	441,759
		評価・換算差額等	△ 30,969
		管理勘定利益積立金	57,808
		純資産の部合計	485,200
資産の部合計	23,691,695	負債及び純資産の部合計	23,691,695

損 益 計 算 書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	220,028
資金運用収益	202,477
役務取引等収益	57
その他業務収益	4
その他経常収益	17,488
地方公共団体健全化基金受入額	17,438
その他の経常収益	49
経常費用	146,916
資金調達費用	136,094
役務取引等費用	281
その他業務費用	4,773
営業経費	5,766
経常利益	73,111
特別利益	1,321
利差補てん積立金取崩額	1,321
特別損失	39,312
公庫債権金利変動準備金繰入額	39,312
当期純利益	35,119

利益の処分に関する書類【一般勘定】

(令和8年3月31日)

(単位：百万円)

I 処分対象利益		35,119
当期純利益	35,119	
前期繰越欠損金	-	
II 利益処分量		
積立金	35,119	35,119

(注) 1. 「地方公共団体金融機構法」(平成19年法律第64号。以下「法」という。)第39条第1項の規定に基づき、当事業年度末に利益処分しております。

2. 利益処分量の積立金は貸借対照表上、一般勘定積立金として計上しております。

利益の処分に関する書類【管理勘定】

(令和8年3月31日)

(単位：百万円)

I 処分対象利益		-
当期純利益	-	
前期繰越欠損金	-	
II 利益処分量		
積立金	-	-

純 資 産 変 動 計 算 書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：百万円)

	出資者資本				評価・換算 差額等	管理勘定 利益 積立金	純資産 合計
	地方公 共団体 出資金	利益剰余金		出資者 資本 合計	繰延 ヘッジ損益		
		一般勘定 積立金	利益剰余金 合計				
当期首残高	16,602	406,639	406,639	423,241	△32,029	57,808	449,020
当期変動額							
当期純利益	-	35,119	35,119	35,119	-	-	35,119
出資者資本以外の項目の当期変動額 (純額)	-	-	-	-	1,060	-	1,060
当期変動額合計	-	35,119	35,119	35,119	1,060	-	36,180
当期末残高	16,602	441,759	441,759	458,361	△30,969	57,808	485,200

キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
当期純利益	35,119
減価償却費	1,227
資金運用収益	△202,477
資金調達費用	136,094
賞与引当金の増加額	10
役員賞与引当金の増加額	0
退職給付引当金の増加額	9
役員退職慰労引当金の増加額	7
前払年金費用の増加額	△31
地方公共団体健全化基金の減少額	△17,438
公庫債権金利変動準備金の増加額	39,312
利差補てん積立金の減少額	△1,321
貸付金の純増(△)減	136,102
債券の純増減(△)	△362,824
借入金の純増減(△)	△7,700
資金運用による収入	201,668
資金調達による支出	△133,042
その他	86,914
営業活動によるキャッシュ・フロー	△88,367
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の償還による収入	2,163,500
有価証券の取得による支出	△ 2,146,499
有形固定資産の取得による支出	△ 171
無形固定資産の取得による支出	△ 892
投資活動によるキャッシュ・フロー	15,936
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
公営競技納付金による収入	22,816
財務活動によるキャッシュ・フロー	22,816
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	-
V 現金及び現金同等物の減少額	△ 49,613
VI 現金及び現金同等物の期首残高	908,700
VII 現金及び現金同等物の期末残高	859,086

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については償却原価法（定額法）により行っております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物 41年～47年 その他 2年～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）利用のソフトウェアについては、5年で償却しております。

4. 繰延資産の処理方法

債券発行費用は、発生した期に全額費用として処理しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権・債務については通貨スワップもしくは為替予約が付されており、振当処理を行っているため、確定している円貨額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金（前払年金費用を含む。）は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金（前払年金費用を含む。）は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

7. 収益の計上基準

当機構は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 令和2年3月31日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しております。

また、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。

なお、将来の債券発行をヘッジ対象とする場合には、当該予定取引が実行されるまで、決算日において通貨スワップを時価評価したことによる評価差額を繰延ヘッジ損益として計上して繰り延べております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- [1] ヘッジ手段・・・金利スワップ
ヘッジ対象・・・債券及び長期借入金
- [2] ヘッジ手段・・・通貨スワップ
ヘッジ対象・・・外貨建債券
- [3] ヘッジ手段・・・為替予約
ヘッジ対象・・・外貨預金

(3) ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

また、外貨預金の元金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。

9. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」です。

10. 地方公共団体健全化基金の会計処理

法第46条第1項の規定に基づき「地方財政法」(昭和23年法律第109号)第33条の規定による納付金を積み立てるための地方公共団体健全化基金を設けております。また、法第46条第5項の規定に基づき同基金の運用により生じる収益(以下「基金運用益」という。)を地方債の利子の軽減に要する費用に充て、当該基金運用益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお、剰余があるときは、当該剰余の額を同基金に組み入れ、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足するときは、同条第6項の規定に基づき前年度までに組み入れた額及び当該不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として同基金を取り崩すこととしております。

11. 金利変動準備金及び公庫債権金利変動準備金の会計処理

金利変動準備金の会計処理については、当機構が発行した債券の借換え（公営企業債券の借換えを除く。）に伴う金利変動リスクに備えるため、法第 38 条第 1 項、第 3 項、法附則第 9 条第 8 項及び第 10 項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成 20 年総務省令第 87 号）第 34 条並びに「公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（平成 20 年政令第 226 号。以下「整備令」という。）第 22 条及び第 23 条に定めるところにより算出した額を計上しております。

また、公庫債権金利変動準備金の会計処理については、公営企業債券の借換えに伴う金利変動リスクに備えるため、法附則第 9 条第 9 項、第 10 項、第 13 条第 5 項及び第 7 項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の公庫債権管理業務に関する省令」（平成 20 年総務省・財務省令第 2 号。以下「管理業務省令」という。）第 1 条から第 3 条まで、同省令附則第 3 条及び第 5 条に定めるところにより算出した額を計上しております。

12. 利差補てん積立金の会計処理

公営企業金融公庫（以下「旧公庫」という。）が利子を軽減して貸し付けた資金に係るものについて、当該資金の利子の軽減に充てるため、法附則第 9 条第 13 項、第 13 条第 8 項、整備令第 26 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、管理業務省令第 5 条に定めるところにより算出した額を計上しております。

13. 管理勘定利益積立金の会計処理

管理勘定において生じた利益については、法附則第 13 条第 8 項及び整備令第 26 条第 2 項の規定に基づき、利益剰余金と区分して、管理勘定利益積立金として計上しております。

追加情報

国庫納付について

法附則第 14 条の規定による公庫債権金利変動準備金等の帰属について、令和 8 年度においては、「令和 8 年度における地方公共団体金融機構法附則第 14 条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」（令和 8 年総務省・財務省令第 1 号）に基づき、2,000 億円を取り崩し、同額を国に帰属させることとなっております。

注記事項等

【重要な会計上の見積りに関する注記】

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

—

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当機構は、貸付先の破綻等に備えるための貸倒引当金を以下の点から計上しておりません。

- ・「【貸借対照表に関する注記】2. 貸付金」に記載のとおり、現在破産更生債権及びこれらに準ずる債権等がなく、過去における貸倒実績がないこと
 - ・「【金融商品に関する注記】1. (3) [1] ①貸付債権に係る信用リスク」に記載のとおり、当機構の貸付対象は地方公共団体に限定されており、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっていること
- 上記の点は翌事業年度においても同様と見込まれ、翌事業年度の財務諸表に与える影響はございません。

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額

1,145 百万円

2. 貸付金

貸付金のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。また、過去における貸倒実績はありません。よって、貸倒引当金は計上しておりません。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

3. 担保提供資産

法第40条第2項の規定に基づき、当機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等18,315,800百万円の一般担保に供しております。

4. 特別法上の準備金等

(1) 金利変動準備金

法第38条第1項、第3項、法附則第9条第8項及び第10項の規定に基づくものです。

(2) 公庫債権金利変動準備金

法附則第9条第9項、第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づくものです。

(3) 利差補てん積立金

法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づくものです。

【損益計算書に関する注記】

当期純利益の勘定別内訳

一般勘定	35,119 百万円
管理勘定	- 百万円

【収益認識に関する注記】

当機構の顧客との契約から生じた主たる収益は以下のとおりです。

役務取引等収益

役務取引等収益には、株式会社日本政策金融公庫からの委託を受けて行う資金の貸付けに係る手数料が含まれ、貸付けを実行又は回収した利息を顧客に払い込んだ時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を強化するためには、地政学的リスクなど様々なリスクが高まる中、金利リスクなど当機構が抱える各種リスクを適切に管理する必要があります。

当機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、当機構全体のリスク管理を統括する統合的なリスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当機構は、地方公共団体に対して最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、当機構においては、所要の金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的なリスク管理委員会とは別にALM委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM委員会では、シナリオ分析、VaR分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を資金調達計画の策定等の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

[1]信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、当機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

①貸付債権に係る信用リスク

当機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、パーゼル規制においてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、

貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

- a. 国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- b. 地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。
- c. 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する地方公共団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する地方公共団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、当機構は「銀行法」（昭和56年法律第59号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）の適用を受けませんが、適切なリスク管理の観点から、独自の規程に基づき自己査定を実施しております。

②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

[2]市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、当機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、価格変動リスクがあります。

① 金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少又は損失を被るリスクであり、当機構では「貸付けと債券等の期間の差異に伴う金利リスク」と「調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っております。

a. 貸付けと債券等の期間の差異に伴う金利リスクへの対応

当機構は、地方公共団体に対して最長 40 年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は 10 年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じていることから、債券等借換え時に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクについて、当機構は、以下のとおり対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。
- ・地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM 分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね 2 年以下とする令和 8 年度から令和 10 年度までの中期の管理指標を設定しております。
- ・この管理指標を基準として、貸付けにおいては、資産（貸付）デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸付残高の 4 分の 1 程度を占める臨時財政対策債について、5 年又は 10 年ごとに利率を見直すこととしているほか、30 年超の貸付けの場合、最長でも 30 年経過時点では利率を見直すこととしております。また、資金調達においては、その時々金利環境や市場ニーズも踏まえ超長期債を継続的に発行するほか、FLIP 債やフレックス枠を活用して債券の発行年限をきめ細かく調整するなど、負債（債券等）デュレーションの適切な管理に取り組んでおります。
- ・なお、旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定の公庫債権金利変動準備金においては、法附則第 14 条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させることとされております。これは、当機構の経営状況を踏まえ、当機構の業務が円滑に運営されていると認められる場合において、公庫債権管理業務を将来にわたり円滑に運営するために必要な額を上回ると認められるときに国に帰属させるものです。
- ・令和 7 年度に地方交付税の総額確保のために予定していた公庫債権金利変動準備金（2,000 億円）を国に帰属させることについては、国の令和 7 年度補正予算において、活用時期を見直し、地方の財源として後年度に活用することとされました。
- ・令和 8 年度には、地方交付税の総額確保のため、2,000 億円を国に帰属させる予定となっております。

b. 調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応

当機構は資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク（パイプラインリスク）を負っております。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則金利スワップ取引を活用し、調達から貸付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこととしております。

②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕資金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金解約時の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③市場リスクに係る定量的情報

当機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及び長期借入金です。

一般勘定の貸付金、債券及び長期借入金については、前記のとおりデュレーションギャップによる管理指標を設定し、金利リスクを適切に管理しております。一方で、金利リスクの定量的情報については、それらの算出結果を ALM 委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理指標としては定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用していません。

一般勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、令和 8 年 3 月 31 日現在の金利が 10 ベーシス・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 18,692 百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が 10 ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 18,921 百万円増加するものと考えられます。

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金を調達するに留まるものです。このため、一般勘定と同様に金利リスクの定量的情報の算出結果を ALM 委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理指標としては定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用していません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、令和 8 年 3 月 31 日現在の金利が 10 ベーシス・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 2,948 百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が 10 ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 2,966 百万円増加するものと考えられます。

[3]流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、当機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、当機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、月ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

また、市場流動性リスクへの対策としては、流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 貸付金 (※1)	22,564,078	19,683,342	△2,880,735
(2) 有価証券			
満期保有目的のもの	255,000	255,000	—
(3) 現金預け金	859,086	859,086	—
(4) 金融商品等差入担保金	—	—	—
資産計	23,678,164	20,797,429	△2,880,735
(1) 債券	18,315,800	16,376,451	△1,939,349
(2) 借入金	521,800	508,274	△13,525
(3) 金融商品等受入担保金	456,380	456,380	—
負債計	19,293,980	17,341,105	△1,952,875
デリバティブ取引 (※2)			
ヘッジ会計が適用されているもの	237	237	—
デリバティブ取引計	237	237	—

(※1) 貸付金に係る債権の譲渡を行ったことはなく、今後も行おう予定はございません。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注1) 有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 有価証券

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「【有価証券に関する注記】」に記載しております。

(2) デリバティブ取引 (ヘッジ会計が適用されているもの)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
原則的処理	金利スワップ取引 支払変動・受取固定	債券 長期借入金	—	—	—	※1
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	20,000	20,000	※2	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	1,935,017	1,621,301	※3	※3
			79,576	79,576	237	※4
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	—	—	※3	
合計			2,034,593	1,720,877	237	

※1 原則的処理による金利スワップの時価は、金利等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しております。

※2 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※3 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

※4 将来の債券発行をヘッジ対象とする場合には、当該予定取引が実行されるまで、決算日において通貨スワップの時価評価したことによる評価差額を繰延ヘッジ損益として計上して繰り延べております。当該通貨スワップの時価は、為替等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
貸付金	1,770,860	1,742,254	1,699,287	1,646,696	1,551,588	6,082,463	6,328,677	1,669,774	72,475
有価証券 満期保有目的 のもの	255,000	—	—	—	—	—	—	—	—
預け金	859,086	—	—	—	—	—	—	—	—

(注3) 債券及び借入金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
債券	1,476,386	1,791,405	1,654,107	1,697,498	1,805,384	4,954,874	4,488,000	363,000	89,000
借入金	104,500	140,000	127,800	82,600	61,300	4,000	1,600	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されているもの	—	237	—	237
デリバティブ取引計	—	237	—	237

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
(1)貸付金	—	—	19,683,342	19,683,342
(2)有価証券 満期保有目的のもの	—	255,000	—	255,000
(3)現金預け金	—	859,086	—	859,086
(4)金融商品等差入担保金	—	—	—	—
資産計	—	1,114,086	19,683,342	20,797,429
(1)債券	—	16,376,451	—	16,376,451
(2)借入金	—	508,274	—	508,274
(3)金融商品等受入担保金	—	456,380	—	456,380
負債計	—	17,341,105	—	17,341,105

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

(1) 貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、令和8年3月31日現在の国債レートをを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

このうち、繰上償還については、過去一定期間の繰上償還実績額が過去一定期間の定期償還額に占める割合を算出し、後年の定期償還額に乗じて算定を行っております。

また、利率見直し方式の債権については、時価算定時点での適用利率に対し、利率見直し適用債権の平均利下げ率を反映した上で算定を行っております。

このため、当該繰上償還の見込額及び利下げ率が観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

(2) 有価証券

有価証券は譲渡性預金であり、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル2に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル2に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 金融商品等差入担保金

金融商品等差入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル2に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 債券

当機構の発行する債券の時価は、相場価格のあるものについては相場価格によって時価を算定し、相場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価を算定しております。相場価格のあるものであっても市場が活発ではないことから、ともにレベル2に分類しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該通貨スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価を算定していることから、レベル2に分類しております。

なお、変動金利による債券についても、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価を算定していることから、レベル2に分類しております。

(2) 借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価を算定していることから、レベル2に分類しております。

(3) 金融商品等受入担保金

金融商品等受入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル2に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引

金利スワップ及び評価差額を繰延ヘッジ損益として計上した通貨スワップの時価は、金利及び為替等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報
該当なし

【有価証券に関する注記】

満期保有目的の債券で時価のあるもの（令和8年3月31日現在）

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	譲渡性預金	255,000	255,000	—
	小計	255,000	255,000	—
合計		255,000	255,000	—

(注) 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。

【デリバティブ取引に関する注記】

1. 取引の内容

当機構の行っているデリバティブ取引は、金利関連取引については金利スワップ、通貨関連取引については通貨スワップ及び為替予約です。

2. 取組方針及び利用目的

金利スワップ、通貨スワップ及び為替予約については、将来の金利、為替の変動に伴うリスクの回避を目的として行っており、投機的な取引は行わない方針です。

金利スワップについては資金調達に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で、通貨スワップ取引及び為替予約についてはそれぞれ外貨建債券発行及び外貨預金における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。

なお、金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び為替予約の会計処理は、ヘッジ会計を採用しております。

(1) ヘッジ会計の方法

金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。なお、将来の債券発行をヘッジ対象とする場合には、当該予定取引が実行されるまで、決算日において通貨スワップを時価評価したことによる評価差額を繰延ヘッジ損益として計上して繰り延べております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- [1] ヘッジ手段・・・金利スワップ
ヘッジ対象・・・債券及び長期借入金
- [2] ヘッジ手段・・・通貨スワップ
ヘッジ対象・・・外貨建債券
- [3] ヘッジ手段・・・為替予約
ヘッジ対象・・・外貨預金

(3) ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

また、外貨預金の元金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。

3. 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。市場リスクとは、市場の価格の変動によって将来の収益が変動するリスクです。信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクです。

ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクについてはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リスクについては、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA を締結することにより抑制しております。また、取引の再構築コスト及び取引先の信用力を常時把握するとともに、取引先を分散させております。

4. 取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の執行管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い、資金部が決裁権者の承認を得て行っております。

また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額及びカウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に統合的リスク管理委員会へ報告しております。

【退職給付に関する注記】

1. 採用している退職給付制度の概要

当機構は、確定給付型制度及び確定拠出型制度を採用しており、確定給付制度では、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設け、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付型の制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	78	百万円
退職給付費用	△ 4	百万円
退職給付の支払額	1	百万円
制度への拠出額	11	百万円
前払年金費用	△27	百万円
期末における退職給付引当金	87	百万円

(2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表

積立型制度の退職給付債務	246	百万円
年金資産	△296	百万円
	△49	百万円
非積立型制度の退職給付債務	87	百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	38	百万円
退職給付引当金	87	百万円
前払年金費用	△49	百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	38	百万円

(注) 貸借対照表に計上されている前払年金費用には、役員分が含まれております。

(3) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	△4	百万円
----------------	----	-----

勘定別情報（貸借対照表関係）

（令和8年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
資産の部				
貸付金	20,310,525	2,253,552		22,564,078
有価証券	255,000			255,000
現金預け金	859,086			859,086
その他資産	6,182	1,288		7,470
有形固定資産	2,713			2,713
無形固定資産	3,290			3,290
前払年金費用	56			56
一般勘定貸		447,696	△ 447,696	
資産の部合計	21,436,855	2,702,537	△ 447,696	23,691,695
負債の部				
債券	16,439,931	1,875,869		18,315,800
借入金	521,800			521,800
金融商品等受入担保金	456,380			456,380
その他負債	6,214	2,218		8,432
賞与引当金	73			73
役員賞与引当金	10			10
退職給付引当金	87			87
役員退職慰労引当金	19			19
地方公共団体健全化基金	937,248			937,248
基本地方公共団体健全化基金	937,248			937,248
管理勘定借	447,696		△ 447,696	
特別法上の準備金等	2,200,000	766,640		2,966,640
金利変動準備金	2,200,000			2,200,000
公庫債権金利変動準備金		766,640		766,640
負債の部合計	21,009,462	2,644,728	△ 447,696	23,206,494
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	441,759			441,759
一般勘定積立金	441,759			441,759
評価・換算差額等	△ 30,969			△ 30,969
管理勘定利益積立金		57,808		57,808
純資産の部合計	427,392	57,808		485,200
負債及び純資産の部合計	21,436,855	2,702,537	△ 447,696	23,691,695

（注） 1. 一般勘定、管理勘定

管理勘定は、法附則第13条第1項の規定に基づく当機構が旧公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を行うための勘定であり、同条第3項の規定に基づき、その他の経理（一般勘定）と区分して整理しております。

2. 一般勘定積立金、管理勘定利益積立金

損益計算書において計上した一般勘定の「当期純利益」は、法第39条第1項の規定に基づき、「一般勘定積立金」として計上し、管理勘定の「当期純利益」は、法附則第13条第8項の規定に基づき、「管理勘定利益積立金」として計上しております。

3. 一般勘定貸、管理勘定借

法附則第13条第4項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額です。

勘定別情報（損益計算書関係）

（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
経常収益	170,413	54,139	△ 4,525	220,028
資金運用収益	152,615	49,862		202,477
役務取引等収益	57			57
その他業務収益	4			4
その他経常収益	17,488			17,488
地方公共団体健全化基金受入額	17,438			17,438
その他の経常収益	49			49
管理勘定事務受託費	247		△ 247	
一般勘定貸受取利息		1,446	△ 1,446	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		2,830	△ 2,830	
経常費用	135,293	16,148	△ 4,525	146,916
資金調達費用	120,390	15,703		136,094
役務取引等費用	239	42		281
その他業務費用	4,636	136		4,773
営業経費	5,748	17		5,766
管理勘定借支払利息	1,446		△ 1,446	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	2,830		△ 2,830	
一般勘定事務委託費		247	△ 247	
経常利益	35,119	37,991	-	73,111
特別利益	-	1,321	-	1,321
利差補てん積立金取崩額		1,321		1,321
特別損失	-	39,312	-	39,312
公庫債権金利変動準備金繰入額		39,312		39,312
当期純利益	35,119	-	-	35,119

附属明細書

1. 有形固定資産等明細書

(単位：百万円)

資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	当期末減価 償却累計額 又は 償却累計額	当期 償却額	差引当期末 残高
有形固定資産							
建物	1,012	108	-	1,120	549	18	570
土地	1,332	-	-	1,332	-	-	1,332
その他の有形固定資産	1,370	63	27	1,406	595	242	810
有形固定資産計	3,714	172	27	3,858	1,145	261	2,713
無形固定資産							
ソフトウェア	4,706	660	205	5,161	1,886	966	3,275
その他の無形固定資産	2	74	61	15	-	-	15
無形固定資産計	4,708	735	266	5,177	1,886	966	3,290

2. 地方公共団体金融機構債券等明細書

(単位：百万円)

銘柄	発行年月日	当期首 残高	当期末 残高	利率(%)	償還 期限
政府保証債(国内債) 第71回～第123回地方公共団体金融機構債券	平成27年4月27日 ～令和2年1月21日	1,705,000	1,205,000 (240,000)	0.001 ～0.557	10年
政府保証債(国内債) 4年第12回～第17回地方公共団体金融機構債券	令和3年6月30日 ～令和7年9月30日	300,026	230,000	0.001 ～1.104	4年
非政府保証公募債 5年第27回～第38回地方公共団体金融機構債券	令和2年5月26日 ～令和7年11月28日	170,000	192,000 (35,000)	0.001 ～1.329	5年
非政府保証公募債 第71回～第202回地方公共団体金融機構債券	平成27年4月20日 ～令和8年3月23日	3,098,000	3,146,000 (240,000)	0.049 ～2.386	10年
非政府保証公募債 15年第1回～第3回地方公共団体金融機構債券	平成25年1月31日 ～平成26年1月22日	50,000	50,000	1.161 ～1.334	15年
非政府保証公募債 20年第1回～第124回地方公共団体金融機構債券	平成21年6月25日 ～令和8年1月23日	2,268,000	2,367,000	0.180 ～3.134	20年
非政府保証公募債 30年第1回～第22回地方公共団体金融機構債券	平成26年6月26日 ～令和7年10月21日	266,000	287,000	0.446 ～3.272	30年
非政府保証公募債 40年第1回～第3回地方公共団体金融機構債券	平成31年2月26日 ～令和2年9月24日	40,000	40,000	0.646 ～0.882	40年
非政府保証公募債 F2～6、8～11、13～14、16、28、37、 43、45～47、49、51～52、55～56、5 9～61、63～64、66～68、71、73、76 ～77、79～80、83～85、88～90、93、 96～98、102、108～109、112、116 ～125、129～134、136～137、139、 143、146～152、156～164、167～1 69、172～174、177～179、181～18 5、189、191～198、201～210、213 ～217、219～222、224～228、230～ 234、236～243、245～250、252～2 56、258～263、265～270、273～27 6、278～284、286～288、291～29 8、302～308、318～319、332～33 3、339～341、343～345、348～35 4、357～360、368～369、374～37 9、385～389、393～395、398、40 0、404～406、409～411、420～42 4、426～443、445～454、457～45 9、461～466、470～484、486、48 9、491～494、496～530、532～54 3、546～559、561～564、566～880 回地方公共団体金融機構債券	平成21年7月23日 ～令和8年3月26日	3,306,933	3,200,062 (394,000)	0.001 ～2.989	3年 ～40年

非政府保証公募債 F 2 1 1、F 2 4 4 回地方公共団体金融機構債券（変動 利付）	平成26年2月26日 ～平成26年7月25日	20,000	20,000	変動	20年 ～30年
非政府保証債（外債） 第58、64、67、72～91、93～98、100 ～110回地方公共団体金融機構債券	平成29年6月26日 ～令和8年1月16日	1,861,962	1,928,446 〔7,629百万米ドル〕 〔1,274百万豪ドル〕 〔5,630百万ユーロ〕 (313,701)	0.010 ～5.125	3年 ～15年
非政府保証債（外債） 第99回地方公共団体金融機構債券	令和4年10月26日	3,730	3,730 〔25百万米ドル〕	変動	5年
緑故債 A号第63回～第194回地方公共団体金融機構債券	平成27年4月20日 ～令和8年3月24日	1,660,000	1,435,000 (150,000)	0.069 ～2.416	10年
緑故債 B号第1回～第126回地方公共団体金融機構債券	平成27年11月24日 ～令和8年3月27日	853,000	1,001,700 (41,500)	0.069 ～2.416	10年
緑故債 C号第1回～第125回地方公共団体金融機構債券	平成27年11月24日 ～令和8年3月24日	1,107,000	1,269,000	0.190 ～3.225	20年
緑故債 D号第1回～第120回地方公共団体金融機構債券	平成28年4月21日 ～令和8年3月24日	1,340,000	1,415,000	0.190 ～3.225	20年
地方公共団体金融機構債券小計	-	18,049,652	17,789,939	-	-
非政府保証公募債 20年第1回～第2回地方公営企業等金融機構債券	平成21年1月26日 ～平成21年4月30日	84,988	84,991	2.070 ～2.290	20年
地方公営企業等金融機構債券小計	-	84,988	84,991	-	-
非政府保証公募債 20年第13回～第25回公営企業債券	平成17年9月7日 ～平成20年6月16日	339,970	239,983 (59,998)	2.100 ～2.580	20年
非政府保証公募債 30年第1回～第10回公営企業債券	平成16年1月29日 ～平成18年9月20日	189,939	189,946	2.390 ～2.950	30年
非政府保証公募債 定時償還第1回～第3回公営企業債券	平成15年2月14日 ～平成16年6月9日	13,110	10,940 (2,170)	1.390 ～2.010	28年
公営企業債券小計	-	543,020	440,869	-	-
合 計	-	18,677,661	18,315,800	-	-

(注) 1. 法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等18,315,800百万円の一般担保に供しております。

2. 「非政府保証債（外債）第58、64、67、72～91、93～98、100～110回地方公共団体金融機構債券」及び「非政府保証債（外債）第99回地方公共団体金融機構債券」の「当期末残高」欄の〔 〕は外貨建による金額です。

3. 「当期末残高」欄の（内書）は1年以内償還予定の金額です。

4. 貸借対照表日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
債券	1,476,386	1,791,405	1,654,107	1,697,498	1,805,384

3. 借入金等明細書

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期末残高	平均利率(%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	88,000	104,500	0.072	-
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	441,500	417,300	0.560	令和9年9月14日～ 令和22年3月16日
合計	529,500	521,800	-	-

(注) 1. 平均利率は、支払利息額の合計を当期末残高に返済年数を乗じた額の合計で除することにより算出しております。

2. 貸借対照表日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
借入金	104,500	140,000	127,800	82,600	61,300

4. 引当金明細書

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
賞与引当金	63	73	63	-	73
役員賞与引当金	10	10	10	-	10
役員退職慰労引当金	11	7	-	-	19

5. 金利変動準備金等明細書

(単位：百万円)

区 分	当期首 残高	当期増加額		当期減少額		差引当期末残高
			うち 繰入額等		うち 繰出額	
金利変動準備金	2,200,000	-	-	-	-	2,200,000
公庫債権金利変動準備金	727,327	39,312	-	-	-	766,640
合 計	2,927,327	39,312	-	-	-	2,966,640

6. 地方公共団体健全化基金明細書

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額		当期減少額		当期末残高
		積立額	組入額	取崩額	その他	
基本地方公共団体健全化基金	931,870	22,816	-	17,438	-	937,248
合 計	931,870	22,816	-	17,438	-	937,248

(注) 1. 「基本地方公共団体健全化基金」の「当期増加額」の「積立額」は、全額が法第46条第1項に規定する納付金の法第46条第2項に基づく受入額です。

2. 「基本地方公共団体健全化基金」の「当期減少額」の「取崩額」は、法第46条第6項の規定に基づき、地方公共団体健全化基金を取り崩した額です。

令和7年度

地方公共団体金融機構
決算報告書

自 令和7年4月1日

至 令和8年3月31日

地方公共団体金融機構

令和7年度 決算報告書

貸借対照表（令和8年3月31日現在）

（単位：百万円）

区 分	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
貸 付 金	22,579,022	22,564,078	△ 14,943	
有価証券及び現金預け金	797,064	1,114,086	317,023	
金融商品等差入担保金	279	-	△ 279	
その他の資産	6,006	7,470	1,464	
有形固定資産及び無形固定資産	6,969	6,004	△ 965	
前払年金費用	-	56	56	
資産合計	23,389,340	23,691,695	302,355	
債 券	18,473,912	18,315,800	△ 158,111	
借 入 金	516,500	521,800	5,300	
金融商品等受入担保金	191,589	456,380	264,791	
その他の負債	6,676	8,432	1,756	
賞与引当金	-	73	73	
役員賞与引当金	-	10	10	
退職給付引当金	-	87	87	
役員退職慰労引当金	-	19	19	
地方公共団体健全化基金	936,241	937,248	1,007	
基本地方公共団体健全化基金	936,241	937,248	1,007	
特別法上の準備金等	2,765,399	2,966,640	201,241	
金利変動準備金	2,200,000	2,200,000	-	
公庫債権金利変動準備金	565,399	766,640	201,241	
負債合計	22,890,317	23,206,494	316,177	
地方公共団体出資金	16,602	16,602	-	
利益剰余金	443,155	441,759	△ 1,395	
一般勘定積立金	443,155	441,759	△ 1,395	
評価・換算差額等	△ 18,543	△ 30,969	△ 12,426	
管理勘定利益積立金	57,809	57,808	-	
純資産合計	499,023	485,200	△ 13,822	
負債・純資産合計	23,389,340	23,691,695	302,355	

【注記事項】

（重要な会計方針及びその他の注記）

1. 作成目的及び作成基準

地方公共団体金融機構法第三十六条第一項及び第二項の規定により総務大臣に提出するため、地方公共団体金融機構会計規程第三十八条第三項の規定に基づき定めた決算報告書作成基準に準拠して、決算報告書を作成している。

2. 予算額と決算額の差額が10億円以上の区分とその理由

- (1) 貸付金は、貸付額は予定を上回ったものの、予算策定時に想定した令和6年度分の繰上償還が予定を上回ったことによる減
- (2) 有価証券及び現金預け金は、金融商品等受入担保金及び公庫債権金利変動準備金が予定を上回ったこと等による増
- (3) その他資産は、未収収益が予定を上回ったことによる増
- (4) 債券は、債券発行額が予定を下回ったことによる減
- (5) 借入金は、新規借入額が予定を上回ったことによる増
- (6) 金融商品等受入担保金は、担保付スワップ（CSA）契約に基づく担保の受入額が予定を上回ったことによる増
- (7) その他負債は、未払費用が予定を上回ったことによる増
- (8) 基本地方公共団体健全化基金は、公営競技納付金が想定を上回ったこと等による増
- (9) 公庫債権金利変動準備金は、国庫納付時期の見直しにより予定どおり実施されなかったことによる増
- (10) 一般勘定積立金は、当期純利益が予定を下回ったことによる減
- (11) 評価・換算差額等は、予算策定時からの金利変動による繰延ヘッジ損益の減

令和7年度 決算報告書

損益計算書（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

（単位：百万円）

区 分	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
経 常 収 益	217,560	220,028	2,468	
資 金 運 用 収 益	201,060	202,477	1,417	
貸 付 金 利 息	196,497	196,238	△ 259	
有価証券利息及び預け金利息	2,617	5,310	2,693	
金利スワップ受入利息	1,928	918	△ 1,009	
その他の受入利息	18	10	△ 7	
役 務 取 引 等 収 益	58	57	△ 0	
そ の 他 業 務 収 益	3	4	2	
そ の 他 経 常 収 益	16,440	17,488	1,048	
地方公共団体健全化基金受入額	16,428	17,438	1,010	
そ の 他 の 経 常 収 益	12	49	37	
経 常 費 用	142,326	146,916	4,590	
資 金 調 達 費 用	131,120	136,094	4,974	
債 券 利 息	128,959	132,927	3,968	
借 入 金 利 息	2,053	2,181	128	
金利スワップ支払利息	108	985	877	
役 務 取 引 等 費 用	248	281	33	
そ の 他 業 務 費 用	3,779	4,773	994	
営 業 経 費	7,179	5,766	△ 1,412	
人 件 費	1,191	1,136	△ 54	
業 務 費	3,859	2,812	△ 1,046	
そ の 他 の 営 業 経 費	2,130	1,818	△ 312	
経 常 利 益	75,234	73,111	△ 2,121	
特 別 利 益	201,321	1,321	△ 199,999	
公庫債権金利変動準備金取崩額	200,000	-	△ 200,000	
利差補てん積立金取崩額	1,321	1,321	0	
特 別 損 失	238,772	39,312	△ 199,458	
公庫債権金利変動準備金繰入額	38,772	39,312	541	
国 庫 納 付 金	200,000	-	△ 200,000	
当 期 純 利 益	37,782	35,119	△ 2,662	

【注記事項】

（重要な会計方針及びその他の注記）

1. 作成目的及び作成基準

地方公共団体金融機構法第三十六条第一項及び第二項の規定により総務大臣に提出するため、地方公共団体金融機構会計規程第三十八条第三項の規定に基づき定めた決算報告書作成基準に準拠して、決算報告書を作成している。

2. 予算額と決算額の差額が10億円以上の区分とその理由

- (1) 有価証券利息及び預け金利息は、金利が想定を上回ったことによる増
- (2) 金利スワップ受入利息は、予定よりも取引が少なかったことによる減
- (3) 地方公共団体健全化基金受入額は、利下げ補てん所要額が想定を上回ったことによる増
- (4) 債券利息は、金利が想定を上回ったことによる増
- (5) 業務費は、雑役務費とシステム維持費が想定を下回ったことによる減
- (6) 公庫債権金利変動準備金取崩額及び国庫納付金は、国庫納付時期の見直しにより予定どおり実施されなかったことによる減

令和7年度

地方公共団体金融機構事業の概況

地方公共団体金融機構

令和7年度事業の概況

※ 億円未満単位切捨て

貸付		令和6年度実績	令和7年度実績	
	貸付金	1兆4,368億円	1兆6,328億円	(+1,960億円)
貸付回収金	1兆8,106億円	1兆7,689億円	(▲416億円)	
貸付金残高	(令和6年度末) 22兆7,001億円	(令和7年度末) 22兆5,640億円	※ 前年度末対比 (▲1,361億円)	
	〔 一般勘定分 管理勘定分	19兆9,082億円 2兆7,919億円	20兆3,105億円 2兆2,535億円	(+4,023億円) (▲5,384億円)
資金調達		令和6年度実績	令和7年度実績	
	債券発行等	1兆8,230億円	1兆7,868億円	(▲361億円)
	機構債(公募債)	1兆609億円	1兆1,218億円	(+609億円)
	〃(地共連等引受け)	5,395億円	4,947億円	(▲448億円)
	長期借入	826億円	803億円	(▲23億円)
	政府保証債	1,400億円	900億円	(▲500億円)
	償還金等	2兆963億円	2兆1,573億円	(+609億円)
債券発行等残高	(令和6年度末) 19兆2,071億円	(令和7年度末) 18兆8,376億円	※ 前年度末対比 (▲3,695億円)	
	〔 一般勘定分 管理勘定分	16兆6,591億円 2兆5,480億円	16兆9,617億円 1兆8,758億円	(+3,026億円) (▲6,721億円)

注 令和7年度機構予算総則第1項に定める地方公共団体金融機構債券及び長期借入金の限度額は2兆3,525億円。



令和7年度事業別貸付実績

(1) 一般会計債等

(単位：百万円)

区分	令和7年度 貸付実績額 (A)	令和6年度 貸付実績額 (B)	増減額 (A)-(B)	令和7年度末 貸付残高 (C)	令和6年度末 貸付残高 (D)	増減額 (C)-(D)
一般会計債						
公共事業等	42,193	38,861	3,332	515,905	516,913	▲ 1,008
公営住宅事業	11,300	11,424	▲ 125	172,535	177,637	▲ 5,101
全国防災事業	-	-	-	71,301	79,968	▲ 8,667
学校教育施設等整備事業	28,135	24,653	3,482	143,063	123,561	19,502
社会福祉施設整備事業	8,928	7,445	1,483	107,953	109,198	▲ 1,245
一般廃棄物処理事業	21,350	15,225	6,125	82,492	67,408	15,084
一般事業	12,296	6,511	5,785	88,216	82,521	5,695
地域活性化事業	8,337	10,733	▲ 2,397	98,525	98,209	316
防災対策事業	13,210	9,707	3,503	162,748	163,037	▲ 289
地方道路等整備事業	29,233	28,581	652	409,600	427,580	▲ 17,979
合併特例事業	57,436	81,083	▲ 23,647	1,027,648	1,066,576	▲ 38,928
緊急防災・減災事業	167,744	137,091	30,653	988,894	909,776	79,119
公共施設最適化事業	-	-	-	14,244	15,566	▲ 1,322
公共施設等適正管理推進事業	162,770	140,632	22,138	836,000	702,062	133,938
緊急自然災害防止対策事業	118,227	108,524	9,703	576,061	478,296	97,765
脱炭素化推進事業	32,991	17,012	15,979	49,182	17,786	31,397
こども・子育て支援事業	3,865	4	3,861	3,840	4	3,836
辺地対策事業	6,048	3,756	2,292	11,696	5,761	5,935
過疎対策事業	138,298	108,227	30,071	453,174	331,372	121,801
臨時地方道整備事業	-	-	-	58,757	104,434	▲ 45,677
臨時河川等整備事業	-	-	-	2,509	4,129	▲ 1,619
臨時高等学校整備事業	-	-	-	1,129	2,044	▲ 915
一般補助施設整備等事業	268	156	112	5,524	5,589	▲ 65
小計	862,628	749,623	113,005	5,880,998	5,489,426	391,572
臨時財政対策債	9,401	68,344	▲ 58,943	5,069,645	5,459,762	▲ 390,117
減収補填債	0	0	0	470,285	494,818	▲ 24,532
合計	872,029	817,966	54,063	11,420,928	11,444,005	▲ 23,077

(2) 公営企業債等

(単位：百万円)

区分	令和7年度 貸付実績額 (A)	令和6年度 貸付実績額 (B)	増減額 (A)-(B)	令和7年度末 貸付残高 (C)	令和6年度末 貸付残高 (D)	増減額 (C)-(D)
公営企業債						
水道事業(上水道)	182,967	176,853	6,114	2,609,411	2,636,797	▲ 27,385
(簡易水道)	6,385	6,856	▲ 471	203,645	211,965	▲ 8,320
交通事業(一般交通)	2,866	2,283	583	19,047	17,541	1,507
(都市高速交通)	16,592	20,962	▲ 4,370	584,049	623,002	▲ 38,953
病院事業	230,422	82,441	147,981	1,313,860	1,165,994	147,866
下水道事業	296,007	301,870	▲ 5,863	6,029,273	6,211,466	▲ 182,193
工業用水道事業	7,338	5,215	2,123	131,007	134,312	▲ 3,305
電気事業	5,173	3,670	1,503	49,549	48,932	617
ガス事業	445	541	▲ 96	15,129	16,253	▲ 1,124
介護サービス事業	4,791	4,383	408	26,495	23,652	2,842
市場事業	5,410	10,698	▲ 5,288	112,802	113,426	▲ 623
と畜場事業	191	280	▲ 89	4,814	5,350	▲ 535
駐車場事業	216	172	44	5,762	6,655	▲ 894
港湾整備事業	1,589	2,115	▲ 526	32,457	33,757	▲ 1,300
観光施設事業	445	524	▲ 79	4,477	4,637	▲ 160
産業廃棄物処理事業	0	0	0	6	8	▲ 2
小計	760,836	618,862	141,974	11,141,783	11,253,746	▲ 111,963
公社貸付	0	0	0	1,367	2,429	▲ 1,062
合計	760,836	618,862	141,974	11,143,150	11,256,175	▲ 113,025
総計	1,632,865	1,436,828	196,037	22,564,078	22,700,180	▲ 136,102

※ 単位未満四捨五入のため、事業ごとの合計と小計、合計、総計が一致しないことがある。

令和7年度資金調達実績

1 地方金融機構債（政府保証のない債券）

(1) 公募債

債券の種類	R7計画額	R6計画額	計画増減額	R7実績額	R6実績額	実績増減額
国内債	6,100億円	6,100億円	—	7,250億円	7,485億円	▲235億円
10年債	2,700億円	2,700億円	—	3,030億円	3,250億円	▲220億円
20年債	1,000億円	1,000億円	—	990億円	1,080億円	▲90億円
5年債	200億円	200億円	—	520億円	410億円	110億円
30年債	200億円	200億円	—	210億円	330億円	▲120億円
FLIP債	2,000億円	2,000億円	—	2,500億円	2,415億円	85億円
国外債	3,000億円	3,000億円	—	3,968億円	3,124億円	844億円
フレックス枠	1,755億円	1,755億円	—	—	—	—
計	10,855億円	10,855億円	—	11,218億円	10,609億円	609億円

※実績額には、各種債券の額にフレックス枠充当分を含めて計上。
※単位未満切り捨て

2 長期借入

R7計画額	R6計画額	計画増減額	R7実績額	R6実績額	実績増減額
750億円	750億円	—	803億円	826億円	▲23億円

3 政府保証債

債券の種類	R7計画額	R6計画額	計画増減額	R7実績額	R6実績額	実績増減額
4年債	2,900億円	2,700億円	200億円	900億円	1,400億円	▲500億円

※単位未満切り捨て

(2) 地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券

債券の種類	R7計画額	R6計画額	計画増減額	R7実績額	R6実績額	実績増減額
地共連引受債	1,500億円	3,000億円	▲1,500億円	1,500億円	3,000億円	▲1,500億円
10年債	750億円	1,500億円	▲750億円	750億円	1,500億円	▲750億円
20年債	750億円	1,500億円	▲750億円	750億円	1,500億円	▲750億円
地共済引受債	3,395億円	2,395億円	1,000億円	3,447億円	2,395億円	1,052億円
10年債	1,775億円	1,075億円	700億円	1,827億円	1,075億円	752億円
20年債	1,620億円	1,320億円	300億円	1,620億円	1,320億円	300億円
計	4,895億円	5,395億円	▲500億円	4,947億円	5,395億円	▲448億円

※地方公務員共済組合連合会等とは、地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会のことを指す。

4 合計

合計	R7計画額	R6計画額	計画増減額	R7実績額	R6実績額	実績増減額
	19,400億円	19,700億円	▲300億円	17,868億円	18,230億円	▲361億円
政府保証債除く	16,500億円	17,000億円	▲500億円	16,968億円	16,830億円	138億円

令和7年度主な地方支援業務の実績

地方公共団体が抱える様々な財政課題に係る質の高い調査研究を実施し、その成果を人材育成・実務支援、情報発信に活用することで、地方公共団体の課題解決につなげるなど、「調査研究」、「人材育成・実務支援」、及び「情報発信」の三本柱を有機的に連携させていく。

調査研究

○ 地方財政史プロジェクト

令和7年10月に「地方財政史編集委員会」を設置し、地方財政史の時代区分に応じた6つの分科会により執筆内容の検討を開始。

○ 研究プロジェクト「地方財政からみた社会保障政策」

令和7年8月にプロジェクトを設置し、幹事会において総務省や厚労省その他外部有識者からのヒアリングを実施。令和8年3月、理論及び制度に係る分科会を設置。

人材育成・実務支援

○ 地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業

個別団体の課題に対応するため、地方公共団体・公営企業へアドバイザーを派遣。

【実績】支援件数:1,437件(R6:1,131件) 派遣回数:5,203回(R6:3,546件) 活用団体数(実数):1,231団体(R6末時点:1,081団体)

○ 金融・財政に関する研修の実施等

自治体ファイナンス・アドバイザー等が、地方公共団体の要望に応じた内容等で金融・財政に関する研修を実施し、また、個別の団体の資金調達・資金運用等に関する具体的な課題等に助言を実施。さらに、金融知識(資金調達・資金運用等)や地方財政等に関する研修・セミナーを実施。

【実績】出前講座、実務支援(個別相談)、各種研修・セミナー申込者数:延べ7,260人(R6:5,781人)

遠隔地や小規模な団体も含め広く効果が及ぶよう、eラーニングでは、地方財政や地方公会計制度等に関する研修コンテンツを開発・提供。

【実績】eラーニング申込者数:延べ20,189人(R6:16,561人)、eラーニング配信講義数:71講義(R6:59講義)

情報発信

○ 先進事例検索システム

地方公共団体の財政運営や地方公営企業における広域化・民間活用の事例等地方公共団体の関心の高い取組事例等を掲載した『先進事例検索システム』を機構ホームページにおいて提供。

【実績】掲載事例:3,100件、アクセス数:36,754件(R6:21,377件)

○ 財政分析チャート「New Octagon」

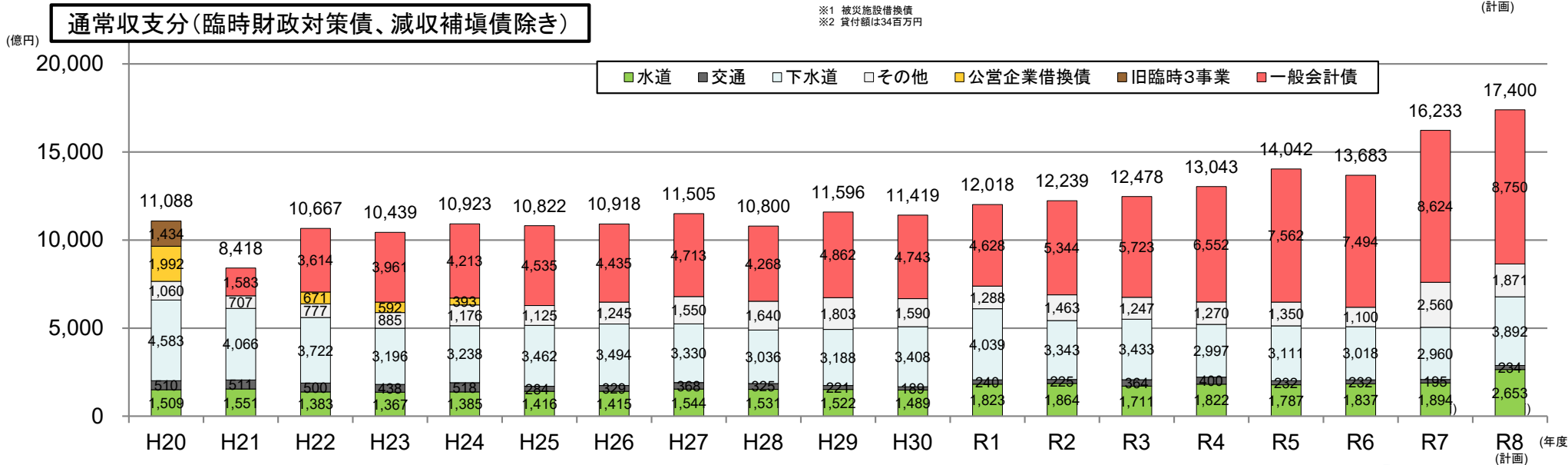
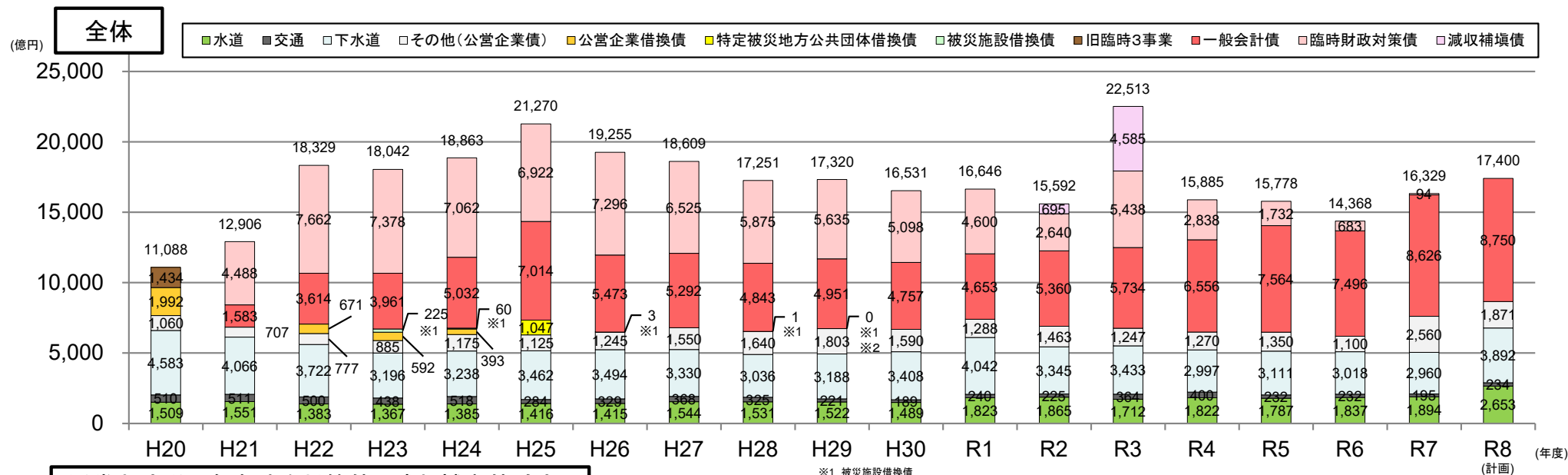
市町村の財政状況を簡易に分析できる財政分析チャート「New Octagon」を提供。

【実績】アクセス数:23,822件(R6:15,775件)

人口規模が近い団体の中で比較できるように、人口段階別に細分化した偏差値算出機能を追加(3月)。

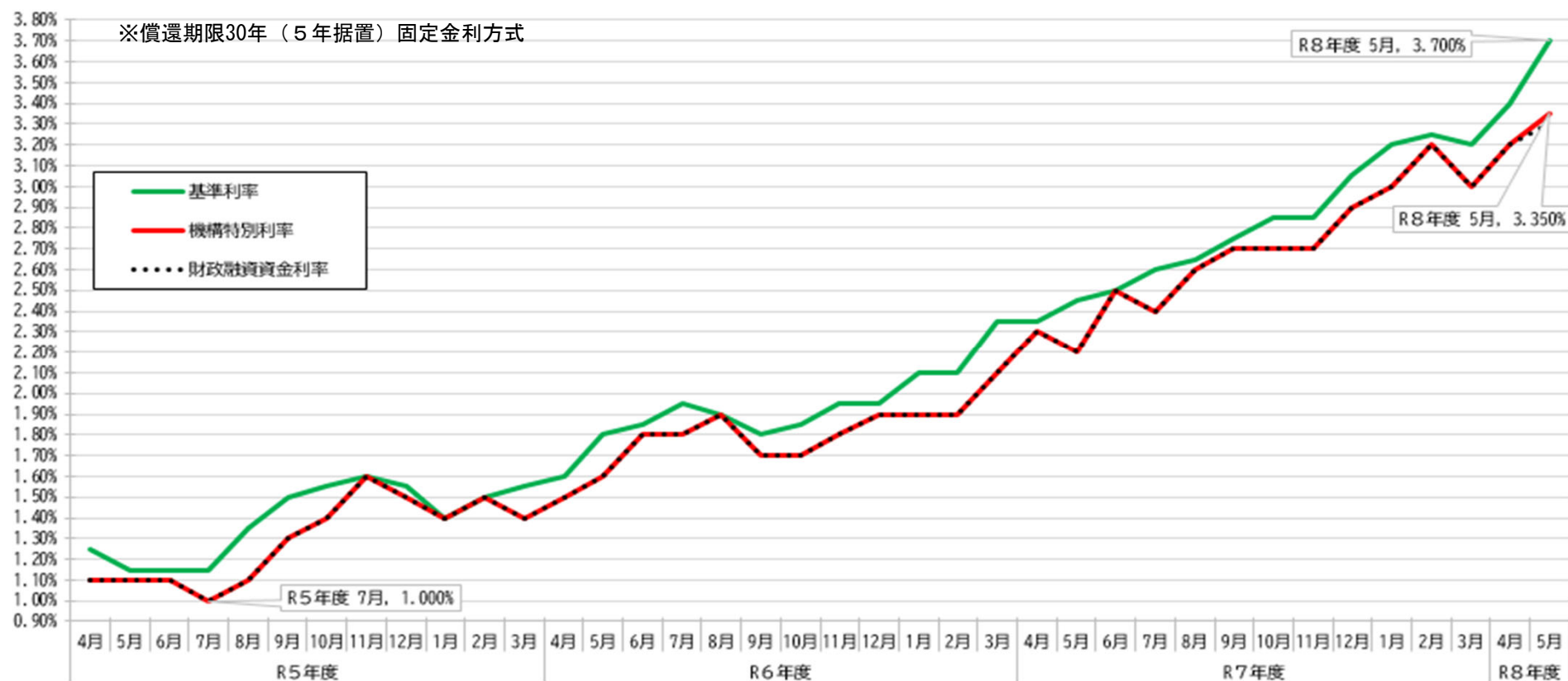
以下參考資料

貸付額の推移



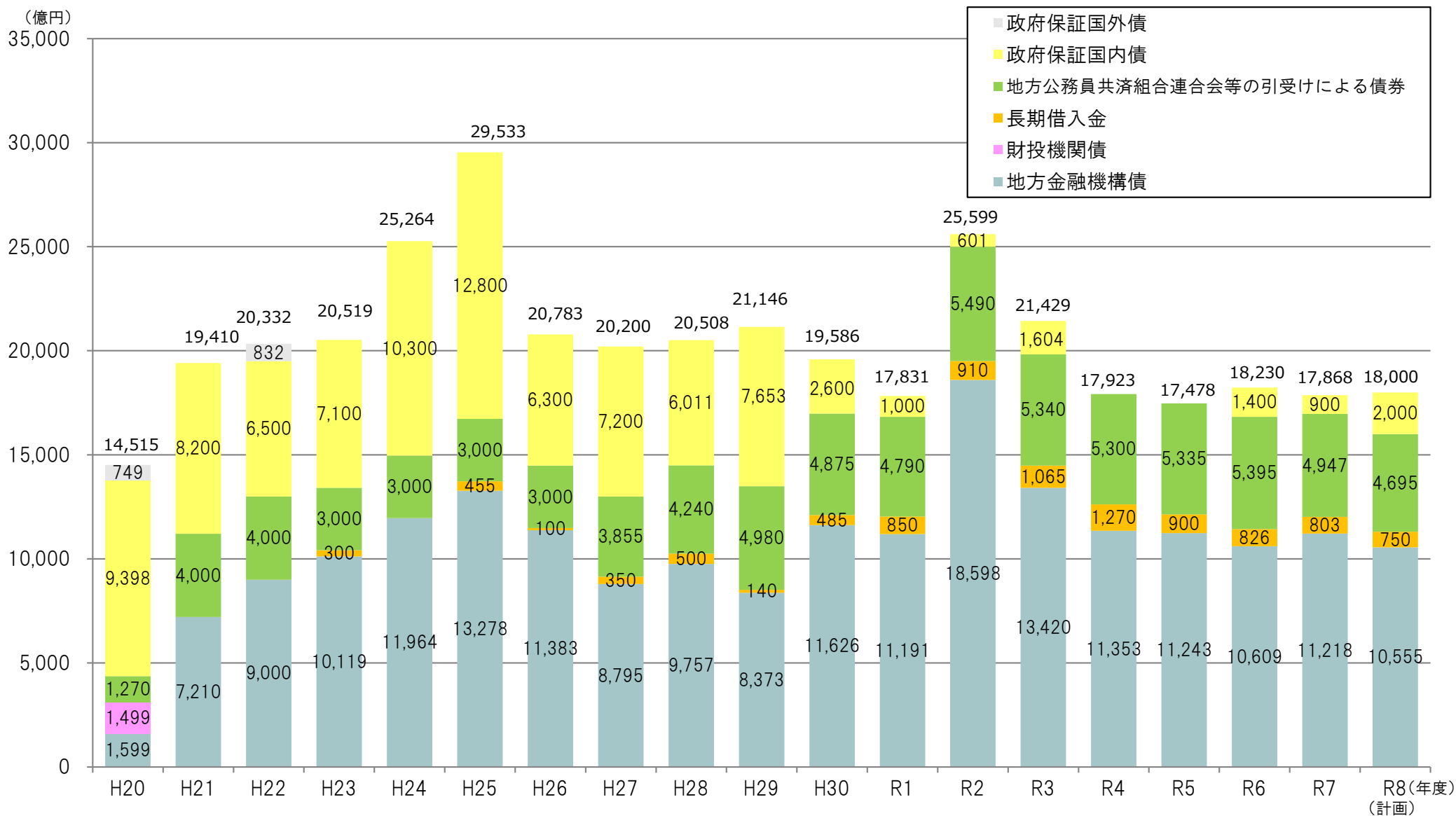
貸付利率の推移

- 公営競技納付金を活用した利下げにより、低利での貸付を実施。
- 機構特別利率は同時期の財政融資資金と同水準。
(機構の算定利率が財政融資資金を下回った場合、財政融資資金利率が下限となる。)



	R5年度												R6年度												R7年度					R8年度							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
基準利率	1.25%	1.15%	1.15%	1.15%	1.35%	1.50%	1.55%	1.60%	1.55%	1.40%	1.50%	1.55%	1.60%	1.80%	1.85%	1.85%	1.90%	1.85%	1.85%	1.95%	2.10%	2.10%	2.35%	2.35%	2.45%	2.50%	2.60%	2.65%	2.75%	2.85%	2.85%	3.05%	3.20%	3.25%	3.20%	3.40%	3.70%
機構特別利率	1.10%	1.10%	1.10%	1.00%	1.10%	1.30%	1.40%	1.60%	1.50%	1.40%	1.50%	1.40%	1.50%	1.60%	1.80%	1.80%	1.90%	1.70%	1.70%	1.80%	1.90%	1.90%	2.10%	2.30%	2.20%	2.50%	2.40%	2.60%	2.70%	2.70%	2.70%	2.90%	3.00%	3.20%	3.00%	3.20%	3.35%
財政融資資金利率	1.10%	1.10%	1.10%	1.00%	1.10%	1.30%	1.40%	1.60%	1.50%	1.40%	1.50%	1.40%	1.50%	1.60%	1.80%	1.80%	1.90%	1.70%	1.70%	1.80%	1.90%	1.90%	2.10%	2.30%	2.20%	2.50%	2.40%	2.60%	2.70%	2.70%	2.70%	2.90%	3.00%	3.20%	3.00%	3.20%	3.30%

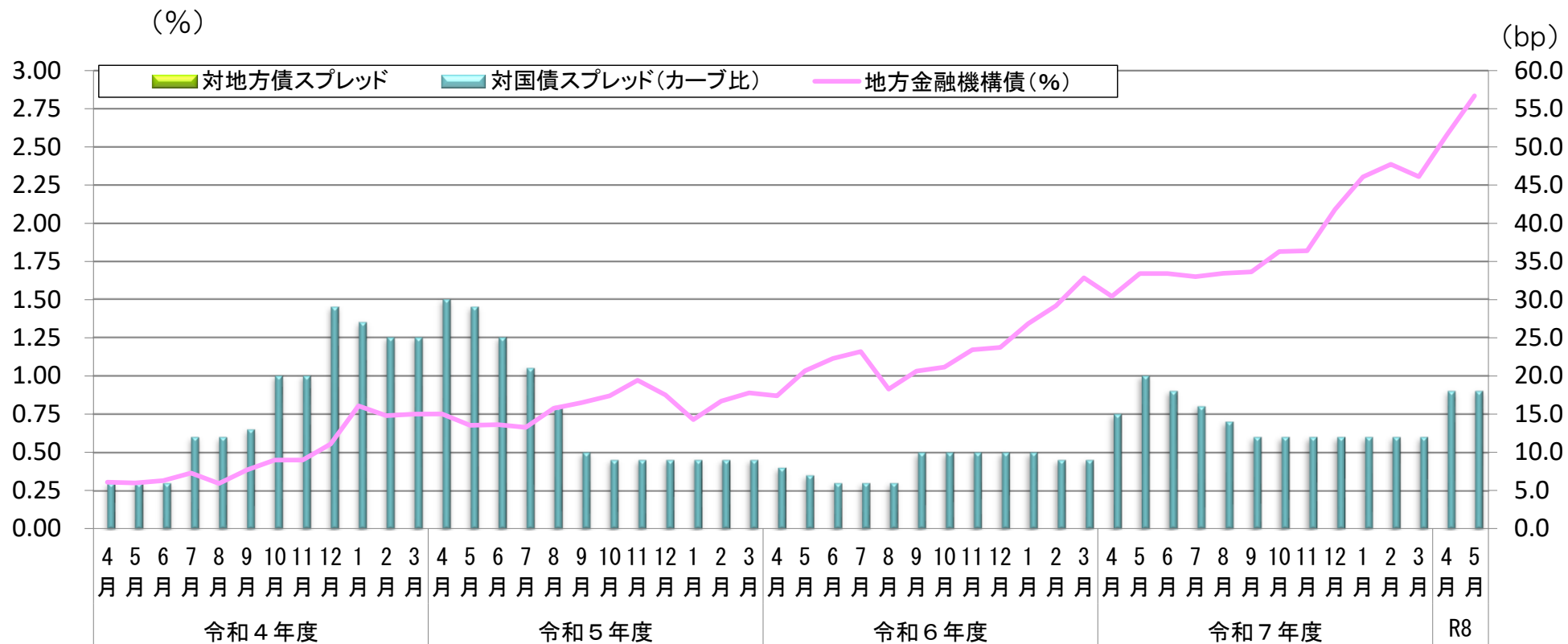
資金調達額の推移



地方金融機構債(10年債)の спреッド推移

回号	条件決定日	発行額 (億円)	利率 (%)	対国債 S P (bp)	対地方債 S P (bp)
第202回	令和8年 3月10日	150	2.305	12.0	0.0
第203回	令和8年 4月 9日	240	2.576	18.0	0.0
第204回	令和8年 5月 15日	250	2.835	18.0	0.0

令和8年度 10年債引受体制(五十音順)	
シ団①	SMBC日興証券、大和証券、野村証券、みずほ証券、三菱UFJモルガン・スタンレー証券
シ団②	岡三証券、しんきん証券、東海東京証券



(注) 対国債SPはカーブ比(bp)での表記。カーブ比(bp)は機構が独自に算出した理論値。
令和元年8月より地方債フラットを維持。

地方金融機構債(5・20・30年債)のスプレッド推移

5年債

回数	条件決定日	発行額 (億円)	利率 (%)	対国債 S P (bp)	対地方債 S P (bp)
第36回	令和6年12月10日	200	0.809	8.0	0.0
第37回	令和7年 6月10日	250	1.178	15.0	0.0
第38回	令和7年11月12日	270	1.329	8.0	0.0

(※) いずれもグリーンボンドとして発行。

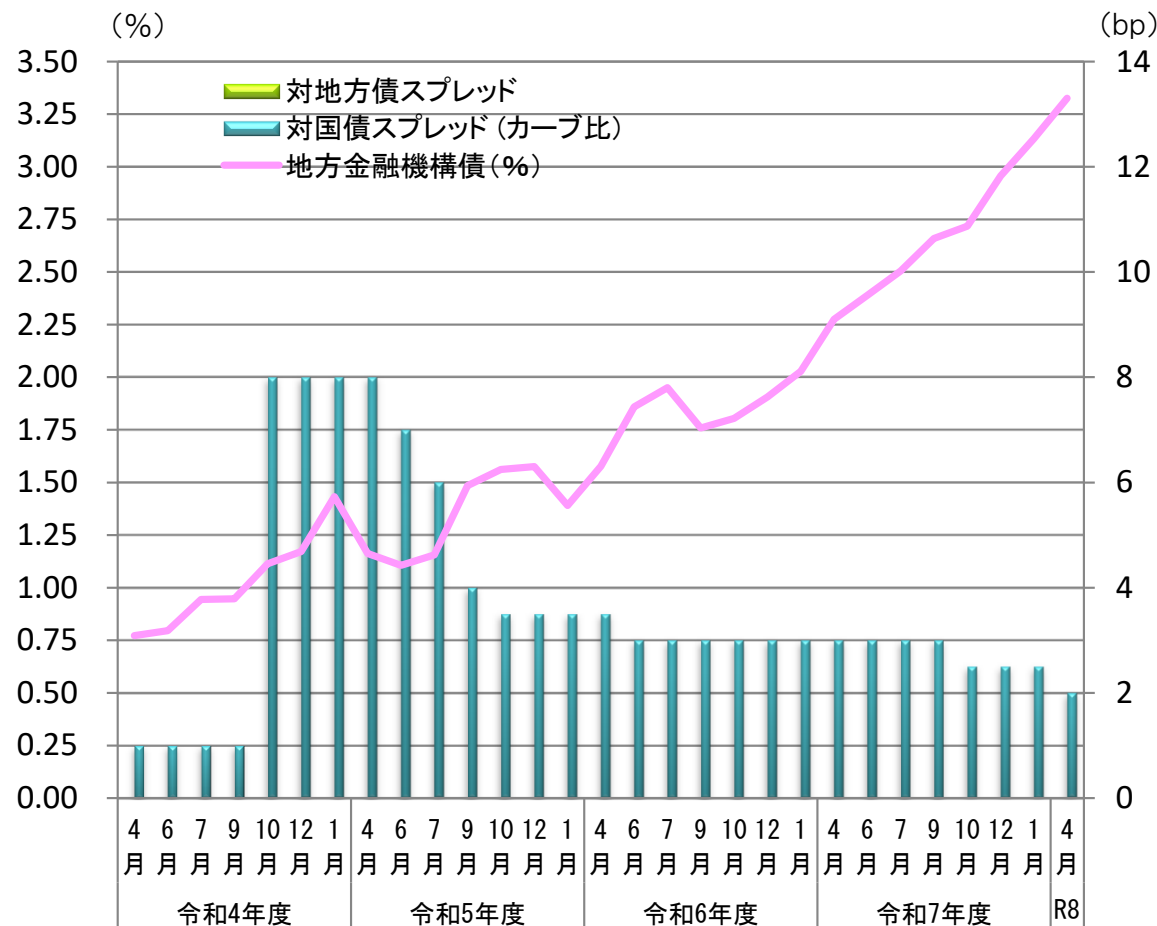
20年債

回数	条件決定日	発行額 (億円)	利率 (%)	対国債 S P (bp)	対地方債 S P (bp)
第123回	令和7年12月 9日	150	2.957	2.5	0.0
第124回	令和8年 1月14日	100	3.134	2.5	0.0
第125回	令和8年 4月 9日	150	3.326	2.0	0.0

30年債

回数	条件決定日	発行額 (億円)	利率 (%)	対国債 S P (bp)	対地方債 S P (bp)
第21回	令和7年 4月10日	110	2.669	10.0	0.0
第22回	令和7年10月 9日	100	3.272	10.0	0.0
第23回	令和8年 4月 9日	120	3.748	10.0	0.0

20年債スプレッド推移グラフ



(注) 対国債SPはカーブ比(bp)での表記。カーブ比は機構が独自に算出した理論値。

令和7年度地方支援業務の実績(詳細版)

事業		内容
調査研究	地方財政史プロジェクト	○「地方財政史編集委員会」及び地方財政史の時代区分に応じた6つの分科会を設置・開催し、執筆内容の検討を開始
	研究プロジェクト「地方財政からみた社会保障政策」	○プロジェクトを設置し、幹事会において総務省や厚労省その他外部有識者からのヒアリングを行うとともに、理論及び制度に係る分科会を設置
	JFM・GRIPS連携プロジェクト	○教育事業 GRIPS春学期「地方財政特論」において全13回の講義を実施 ○調査研究事業 「地方自治体の対人社会サービスを支える公共施設の整備・更新・維持のあり方」をテーマに調査研究会を3回実施。アメリカ、スウェーデンの海外調査及び国内調査を実施。12月・3月にフォーラムを開催し、成果を発信
	地域金融に関する調査研究	○地方公共団体における資金運用管理等に関する実態調査 地方公共団体の資金運用等について最近の実態を把握する調査を実施
	地方財政等に関する研究者に対する助成事業	○地方財政及び関連分野における若手研究者に対して研究費を助成 【実績】 応募件数：16件 助成決定件数：9件 ○公営企業に係る特定課題について研究を行う研究者に対して研究費を助成 【実績】 応募件数：13件 助成決定件数：7件
	その他	○諸外国の地方財政制度に関する調査研究をCLAIRと共同で実施 ○地方公共団体の先進事例に関する調査研究へ助成を実施 ○地方公共団体の財政運営上のニーズや課題に関するヒアリング調査を実施 【実績】 70団体
人材育成・実務支援	地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業	○個別団体の課題に対応するため、地方公共団体・公営企業へアドバイザーを派遣 【実績】 支援件数：1,437件 派遣回数：5,203回 活用団体数(実数)：1,231団体 (R3～)
	関係機関との共催事業	○財務(税の徴収等を含む)・公営企業分野の研修及び首長・議員向け研修並びに財政運営・資金調達等の講習会を共催で実施(資金調達・資金運用入門研修及び宿泊型研修を含む) 【実績】 JAMP13研修、JIAM14研修、RILG4講習
	JFM地方財政セミナー JFM地方公営企業セミナー	○地方公会計の活用、公共施設の適正管理、公営企業の経営改善、自治体のDX・GXの取組や地方財政の運営など、地方公共団体にとって関心の高いテーマのセミナーを開催 【実績】 JFM地方財政セミナー (東京) 56人(集合形式)、60人(オンライン)、262人(eラーニング) JFM地方財政セミナー (愛知) 41人(集合形式)、14人(オンライン)、143人(eラーニング) JFM地方公営企業セミナー(東京) 50人(集合形式)、61人(オンライン)、322人(eラーニング) JFM地方公営企業セミナー(愛知) 28人(集合形式)、34人(オンライン)、164人(eラーニング) JFM地方公営企業セミナー(JIAM(宿泊)) 71人(集合形式)、417人(eラーニング)

令和7年度地方支援業務の実績（詳細版）

事業	内容
人材育成・実務支援	<p>○初めて資金調達・資金運用に携わる職員を対象とした入門的な研修会を開催 【実績】 資金調達入門研修 157人（集合形式） 資金運用入門研修 171人（集合形式）</p> <p>○資金調達・資金運用について基礎から専門的知識の習得及び実務遂行能力の向上を目的に実施 ・7月全国市町村国際文化研修所（JIAM）（2泊3日） 60人 ・9月市町村職員中央研修所（JAMP）（2泊3日） 52人</p>
	<p>○遠隔地や小規模な団体も含め広く効果が及ぶようeラーニングによる研修コンテンツを開発・提供 【実績】 ・のべ申込者数：20,189人 ・配信講義数：35講義（独自コンテンツ20講義、JFMセミナー等の先進自治体の取組事例等15講義） ・アーカイブ配信講義：36講義（R7年度配信RILG講習会ほか過年度配信先進自治体の取組事例等）</p>
	<p>○財政運営や資金調達・資金運用など地方公共団体の要望に応じたテーマ・方法で講義を実施 【実績】 64件（講師派遣54件、オンライン形式10件） 【主な講義内容】 ・資金運用のリスクと管理 ・銀行等引受債の借入交渉 ・日本経済と金利の動向 ・地方債の金利の見方 ・財政分析と地方債管理 等</p>
	<p>○地方公共団体の抱える具体的な課題や疑問の解決に向け専門的なアドバイスを実施 【実績】 103件（講師派遣13件、来訪4件、オンライン形式5件、電話・メール81件） 【相談事例】 ・資金調達に係る入札方法や金融機関との交渉 ・基金を活用した資金運用 ・国債や金利スワップレートをを用いた金利分析 ・手数料交渉に派生した問い合わせ 等</p>
	<p>○地方公共団体の首長や幹部職員を対象に「地方創生2.0～展望と課題」をテーマとしたセミナーを開催 【実績】 273人（集合形式）</p>
情報発信	<p>○地方公共団体の財政運営や地方公営企業における広域化・民間活用の事例等地方公共団体の関心の高い取組事例等を掲載した『先進事例検索システム』を機構ホームページにおいて提供 【実績】 掲載事例：3,100件 （新たにRILGから提出された先進事例を含め324件追加） 1か月当たりアクセス数：3,063件（4月～3月：36,754件）</p>
	<p>○市町村の財政状況を簡易に分析できる財政分析チャート「New Octagon」を提供 【実績】 1か月当たりアクセス数：1,985件（4月～3月：23,822件）</p> <p>○人口規模が近い団体の中で比較できるように、人口段階別に細分化した偏差値算出機能を追加（3月）</p>
	<p>○地方支援業務の取組や成果をホームページや広報媒体により発信 ○各種セミナーで使用したテキストをホームページで公開し、広く提供 ○地方行財政に関する調査研究及び研修について情報を集約した「情報プラットフォーム」のページをホームページで公開 ○ホームページで金融データ及び経済指標データ等を提供</p>

令和7年度

地方公共団体金融機構決算の概要

地方公共団体金融機構

利益の状況 [機構全体]

- ◇ 令和7年度の**経常利益は731億円**で、前年度に比べ、96億円の減少(▲11.7%)
債券利息の増加額が貸付金利息の増加額を上回ったこと等が要因
- ◇ **当期純利益は351億円**で、前年度に比べ、11億円の減少(▲3.1%)

科 目	令和7決算(A)	令和6決算(B)	増 減((A)-(B))
経 常 収 益	2,200億円	2,086億円	114億円
貸付金利息	1,962億円	1,857億円	105億円
余資運用益	53億円	26億円	26億円
その他	184億円	202億円	▲17億円
経 常 費 用	1,469億円	1,258億円	210億円
債券利息	1,329億円	1,154億円	174億円
借入金利息	21億円	13億円	8億円
その他	118億円	90億円	27億円
経 常 利 益	731億円	828億円	▲96億円
特 別 利 益	13億円	320億円	▲307億円
公庫債権金利変動準備金取崩額	—	300億円	皆減
利差補てん積立金取崩額	13億円	20億円	▲7億円
特 別 損 失	393億円	786億円	▲393億円
公庫債権金利変動準備金繰入額	393億円	486億円	▲93億円
国庫納付金	—	300億円	皆減
当 期 純 利 益	351億円	362億円	▲11億円

※ 単位未満切り捨てのため、増減が一致しない場合がある。

利益の状況 [一般勘定]

◇ 令和7年度の**経常利益及び当期純利益は351億円**で、前年度に比べ11億円の減少(▲3.1%)
金利上昇を受けて収益・費用ともに増加傾向となったほか、地方支援業務の拡充等に伴い営業経費が
増加したこと等が要因

科 目	令和7決算(A)	令和6決算(B)	増 減((A)-(B))
経 常 収 益	1,704億円	1,463億円	240億円
貸付金利息	1,463億円	1,239億円	224億円
余資運用益	53億円	26億円	26億円
金利スワップ受入利息	9億円	16億円	▲7億円
健全化基金受入額	174億円	173億円	1億円
その他の	3億円	8億円	▲4億円
経 常 費 用	1,352億円	1,101億円	251億円
債券利息	1,172億円	964億円	207億円
借入金利息	21億円	13億円	8億円
金利スワップ支払利息	9億円	1億円	8億円
その他の業務費用	46億円	35億円	11億円
営業経費	57億円	49億円	8億円
基金管理勘定繰出金	28億円	32億円	▲4億円
その他の	16億円	5億円	11億円
経 常 利 益	351億円	362億円	▲11億円
特 別 利 益	—	—	—
特 別 損 失	—	—	—
当 期 純 利 益	351億円	362億円	▲11億円

※ 単位未満切り捨てのため、増減が一致しない場合がある。

利益の状況 [管理勘定]

- ◇ 令和7年度の**経常利益は379億円**で、前年度に比べ、85億円の減少(▲18.4%)
貸付金利息の減少額が債券利息の減少額を上回ったこと等が要因
- ◇ 地方公共団体金融機構法等の規定に基づき、利益の範囲内で公庫債権金利変動準備金への繰入を行ったため、令和7年度の純利益はゼロ

科 目	令和7決算(A)	令和6決算(B)	増 減((A)-(B))
経 常 収 益	541億円	661億円	▲119億円
貸付金利息	498億円	617億円	▲119億円
基金一般勘定繰入金	28億円	32億円	▲4億円
その他	14億円	10億円	4億円
経 常 費 用	161億円	195億円	▲34億円
債券利息	157億円	189億円	▲32億円
その他	4億円	5億円	▲1億円
経 常 利 益	379億円	465億円	▲85億円
特 別 利 益	13億円	320億円	▲307億円
公庫債権金利変動準備金取崩額	—	300億円	皆減
利差補てん積立金取崩額	13億円	20億円	▲7億円
特 別 損 失	393億円	786億円	▲393億円
公庫債権金利変動準備金繰入額	393億円	486億円	▲93億円
国庫納付金	—	300億円	皆減
当 期 純 利 益	—	—	—

※ 単位未満切り捨てのため、増減が一致しない場合がある。

資産の状況 [機構全体]

◇ 令和7年度末現在の資産総額は23兆6,916億円で、前年度末に比べ、2,021億円の減少(▲0.8%)
貸付金が1,361億円減少したことに加え、有価証券及び現金預け金の合計が666億円減少したこと等が
要因

科 目	令和7年度末現在(A)	令和6年度末現在(B)	増 減((A)-(B))
貸 付 金	22兆5,640億円	22兆7,001億円	▲1,361億円
(一般勘定分	20兆3,105億円	19兆9,082億円	4,023億円
管理勘定分	2兆2,535億円	2兆7,919億円	▲5,384億円
有 価 証 券	2,550億円	2,720億円	▲170億円
現 金 預 け 金	8,590億円	9,087億円	▲496億円
そ の 他 資 産	74億円	65億円	9億円
有 形 固 定 資 産	27億円	28億円	▲0億円
無 形 固 定 資 産	32億円	35億円	▲2億円
前 払 年 金 費 用	0億円	0億円	0億円
合 計	23兆6,916億円	23兆8,938億円	▲2,021億円

※ 単位未満切り捨てのため、増減が一致しない場合がある。

資産の状況 [一般勘定・管理勘定]

- ◇ 令和7年度末現在の一般勘定における資産総額は21兆4,368億円で、前年度末に比べ、3,365億円の増加(+1.6%)
- ◇ 令和7年度末現在の管理勘定における資産総額は2兆7,025億円で、前年度末に比べ、6,344億円の減少(▲19.0%)

	科 目	令和7年度末現在(A)	令和6年度末現在(B)	増 減((A)-(B))
一 般 勘 定	貸 付 金	20兆3,105億円	19兆9,082億円	4,023億円
	有 価 証 券	2,550億円	2,720億円	▲170億円
	現 金 預 け 金	8,590億円	9,087億円	▲496億円
	そ の 他 資 産	61億円	49億円	12億円
	有 形 固 定 資 産	27億円	28億円	▲0億円
	無 形 固 定 資 産	32億円	35億円	▲2億円
	前 払 年 金 費 用	0億円	0億円	0億円
	合 計	21兆4,368億円	21兆1,002億円	3,365億円
管 理 勘 定	貸 付 金	2兆2,535億円	2兆7,919億円	▲5,384億円
	そ の 他 資 産	12億円	15億円	▲2億円
	一 般 勘 定 貸	4,476億円	5,434億円	▲957億円
	合 計	2兆7,025億円	3兆3,369億円	▲6,344億円

※ 単位未満切り捨てのため、増減が一致しない場合がある。

負債の状況 [機構全体]

- ◇ 令和7年度末現在の負債総額は**23兆2,064億円**で、前年度末に比べ、2,383億円の減少(▲1.0%)
債券が3,618億円減少したこと等が要因
- ◇ 公庫債権金利変動準備金は、借換益等を繰り入れた結果、前年度末に比べ、393億円の増加

科 目	令和7年度末現在(A)	令和6年度末現在(B)	増 減((A)-(B))
債 券	18兆3,158億円	18兆6,776億円	▲3,618億円
(一般勘定分)	16兆4,399億円	16兆1,296億円	3,103億円
(管理勘定分)	1兆8,758億円	2兆5,480億円	▲6,721億円
借 入 金	5,218億円	5,295億円	▲77億円
金融商品等受入担保金	4,563億円	3,706億円	857億円
地方公共団体健全化基金	9,372億円	9,318億円	53億円
金利変動準備金	2兆2,000億円	2兆2,000億円	—
公庫債権金利変動準備金	7,666億円	7,273億円	393億円
利差補てん積立金	—	13億円	皆減
そ の 他	86億円	65億円	21億円
合 計	23兆2,064億円	23兆4,448億円	▲2,383億円

※ 単位未満切り捨てのため、増減が一致しない場合がある。

負債の状況 [一般勘定・管理勘定]

- ◇ 令和7年度末現在の一般勘定における負債総額は21兆94億円で、前年度末に比べ、3,004億円の増加(+1.5%)
- ◇ 令和7年度末現在の管理勘定における負債総額は2兆6,447億円で、前年度末に比べ、6,344億円の減少(▲19.3%)

	科 目	令和7年度末現在(A)	令和6年度末現在(B)	増 減((A)-(B))
一 般 勘 定	債 券	16兆4,399億円	16兆1,296億円	3,103億円
	借 入 金	5,218億円	5,295億円	▲77億円
	金融商品等受入担保金	4,563億円	3,706億円	857億円
	地方公共団体健全化基金	9,372億円	9,318億円	53億円
	金利変動準備金	2兆2,000億円	2兆2,000億円	—
	管理勘定借	4,476億円	5,434億円	▲957億円
	その他の	64億円	40億円	23億円
	合 計	21兆94億円	20兆7,090億円	3,004億円
管 理 勘 定	債 券	1兆8,758億円	2兆5,480億円	▲6,721億円
	公庫債権金利変動準備金	7,666億円	7,273億円	393億円
	利差補てん積立金	—	13億円	皆減
	その他の負債	22億円	24億円	▲2億円
	合 計	2兆6,447億円	3兆2,791億円	▲6,344億円

※ 単位未満切り捨てのため、増減が一致しない場合がある。

純資産の状況

- ◇ 令和7年度末現在の純資産総額は**4,852億円**で、前年度末に比べ、361億円の増加(+8.1%)
- ◇ 金利スワップ取引に係る評価損益等である繰延ヘッジ損益が前年度末から10億円増加したことに加えて、一般勘定の当期純利益351億円を積立金として計上したことが要因

科 目	令和7年度末現在(A)	令和6年度末現在(B)	増 減((A)-(B))
地方公共団体出資金	166億円	166億円	—
一般勘定積立金	4,417億円	4,066億円	351億円
管理勘定利益積立金	578億円	578億円	—
繰延ヘッジ損益	▲309億円	▲320億円	10億円
			(うち金利スワップ期中解約分 ▲13億円 うちスワップの時価分 1億円 うち繰延ヘッジの償却分 22億円)
合 計	4,852億円	4,490億円	361億円

※ 単位未満切り捨てのため、増減が一致しない場合がある。

(参考)令和7年度決算における主要勘定の状況

(単位:億円)

【貸付金】

前期末残高 ①	貸付額 ②	回収額 ③	期末残高 ①+②-③
227,001	16,328	17,689	225,640

【債券】

前期末残高 ①	発行額 ②	償還額等 ③	期末残高 ①+②-③
186,776	17,065	20,684	183,158

【地方公共団体健全化基金】

前期末残高 ①	納付金 ②	基金組入額(+) 基金取崩額(▲) ③	期末残高 ①+②+③	利下げ所要額 ①	基金運用益 ②	②-①
9,318	228	▲174	9,372	253	78	▲174

【金利変動準備金・公庫債権金利変動準備金】

	前期末残高 ①	取崩額 ②	繰入額 ③	期末残高 ①+②+③
金利変動準備金	22,000	—	—	22,000
公庫債権金利変動準備金	7,273	—	393	7,666

【利差補てん積立金】

前期末残高 ①	取崩額 ②	期末残高 ①-②
13	13	—

(注)地方公共団体健全化基金、金利変動準備金、公庫債権金利変動準備金及び利差補てん積立金の会計処理については、関係法令の規定等により算出した額を計上している。

※ 単位未満切り捨てのため、計が一致しない場合がある。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

令和8年5月28日

地方公共団体金融機構

理事長 内藤 尚志 殿

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秋山 修一郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 近藤 敏弘

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 宏延

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、地方公共団体金融機構法（以下「法」という。）第37条第1項の規定に基づく監査証明を行うため、地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、機構の令和8年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、機構から独立しており、また、会計監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、会計監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

パイプラインリスク（金利変動リスク）に対するデリバティブ取引へのヘッジ会計の適用	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>機構は、【金融商品に関する注記】に記載のとおり、資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク（パイプラインリスク）をヘッジするために活用している金利スワップに対してヘッジ会計を適用している。</p> <p>ヘッジ会計の適用に当たっては、【デリバティブ取引に関する注記】に記載のとおり、資金調達方法である債券及び長期借入金をヘッジ対象とし、金利スワップをヘッジ手段として繰延ヘッジ処理を採用するとともに、ヘッジ有効性評価にあたっては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなし、有効性の判定に代えている。また、将来の債券発行をヘッジ対象として金利スワップ取引を行う場合には、当該債券発行が予定取引に該当するか否かを判断しヘッジ会計を適用している。</p> <p>当事業年度において、貸借対照表の評価・換算差額等に繰延ヘッジ損益として△30,969百万円が計上されており、このうち当該金利スワップに係る繰延ヘッジ損益が大部分を占めている。</p> <p>資金調達方法の多様化やリスク管理手法の高度化に伴い、金利リスク等に対処するためのデリバティブ取引も多様化し機構によるヘッジ会計適用の判断が複雑になることが想定されるとともに、金利スワップにおける想定元本は、資金調達額（1件当たり数十億円から数百億円程度）と同額であり、取引規模と頻度を踏まえると、締結したデリバティブ取引が結果としてヘッジ会計の要件を満たしていなかった場合、デリバティブ取引の原則的な会計処理を行うこととなり、損益に対して大きな影響を与える可能性がある。</p> <p>以上より、当監査法人は、パイプラインリスク（金利変動リスク）に対するデリバティブ取引へのヘッジ会計の適用が、当事業年度において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、機構のデリバティブ取引がヘッジ会計の適用要件を満たしていることを検討するために、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) <u>内部統制の整備・運用状況の評価</u> デリバティブ取引の締結及びヘッジ会計の適用に係る内部統制の整備・運用状況を評価した。</p> <p>(2) <u>デリバティブ取引が漏れなく正確に把握されていることの検討</u> 機構が契約する全てのデリバティブ取引がデリバティブ取引の管理表に記録されていることを検討するために、主として以下を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期首にデリバティブ取引を締結する可能性がある相手先を決定した決裁文書の閲覧及び当該文書に記載された全ての相手先からの当事業年度末におけるデリバティブ取引の残高確認状の入手 ・ 入手した残高確認状にデリバティブ取引の管理表に記録されている取引以外の取引が記載されていないことの検討 ・ 機構が決定した相手先以外の金融機関から入手した残高確認状にデリバティブ取引が記載されていないことの検討 <p>(3) <u>機構によるヘッジ有効性評価の検討</u> 機構が、繰延ヘッジ処理を採用している債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいて、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っていることを検討するために、以下を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ デリバティブ取引の管理表に記録された全ての金利スワップの想定元本及び契約期間が、ヘッジ対象たる債券及び長期借入金の元本金額及び償還期間（又は満期）とほぼ一致していることの検討 ・ 金利スワップの利息の受払条件が、債券及び長期借入金の固定利息を実質的に変動利息に変換するものとなっていることの検討 ・ 予定取引をヘッジ対象としている場合、金利スワップの利息の受払条件が、変動利息を固定利息に実質的に変換するも

	<p>のとなっていることの検討</p> <p>(4) <u>機構による予定取引の実行可能性等の評価の検討</u></p> <p>ヘッジ対象となる将来の債券発行が、契約は成立していないが、主要な取引条件が合理的に予測可能であり、かつ、その実行される可能性が極めて高い予定取引であるという機構の判断の妥当性を評価するために、以下を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構の過去の債券発行実績と貸付及び資金調達計画の閲覧、及び資金調達部署の担当者への質問 ・ ヘッジ対象となる将来の債券発行予定額が過去の一定期間の平均発行高の範囲内であり、かつ貸付からヘッジ対象となる将来の債券発行までの期間がおおむね1年未満であることの検討 <p>(5) <u>ヘッジ会計の中止に係る会計処理の検討</u></p> <p>金利スワップについて、ヘッジ会計を中止した場合、解約時点の清算損益が繰延ヘッジ損益に振り替えられ、ヘッジ対象の金利の調整として償却されていることを検討するために、以下を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 解約することを相手先と合意した証憑の閲覧による、金利スワップが解約されていることと、解約時点の清算損益の検討 ・ 当該清算損益が繰延ヘッジ損益に振り替えられていることの検討 ・ 繰延ヘッジ損益の償却金額の再計算による、ヘッジ対象の満期までの期間にわたり純損益に配分されていることの検討
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書及び法第36条第3項に基づく説明書類に含まれる情報のうち、財務諸表及び決算報告書並びにこれらの監査報告書以外の情報である。理事長の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する理事長及び監事の責任

理事長の責任は、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために理事長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、理事長は、継続法人の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に基づいて継続法人に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、会計監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事長が継続法人を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。会計監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、機構は継続法人として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

会計監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

会計監査人は、監事に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに会計監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

会計監査人は、監事と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、会計監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<決算報告書監査>

監査意見

当監査法人は、法第37条第1項の規定に基づく監査証明を行うため、機構の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの決算報告書、重要な会計方針及びその他の注記（以下「決算報告書」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の決算報告書が、全ての重要な点において、注記1に記載された会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「決算報告書の監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、機構から独立しており、また、会計監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項－決算報告書作成の基礎

注記1に記載されているとおり、決算報告書は、機構が法第36条第1項及び第2項の規定により総務大臣に提出するために注記1に記載された会計の基準に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書及び法第36条第3項に基づく説明書類に含まれる情報のうち、財務諸表及び決算報告書並びにこれらの監査報告書以外の情報である。理事長の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の決算報告書に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

決算報告書監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と決算報告書又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

決算報告書に対する理事長及び監事の責任

理事長の責任は、注記1に記載された会計の基準に準拠して決算報告書を作成することにある。また、決算報告書の作成に当たり適用される会計の基準が状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。理事長の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない決算報告書を作成するために理事長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

決算報告書を作成するに当たり、理事長は、継続法人の前提に基づき決算報告書を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続法人に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

決算報告書の監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した監査に基づいて、全体としての決算報告書に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から決算報告書に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、決算報告書の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 決算報告書の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、会計監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事長が継続法人を前提として決算報告書を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において決算報告書の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する決算報告書の注記事項が適切でない場合は、決算報告書に対して除外事項付意見を表明することが求められている。会計監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、機構は継続法人として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 決算報告書の表示及び注記事項が、注記1に記載された会計の基準に準拠しているかどうかを評価する。

会計監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

会計監査人は、監事に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに会計監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令第29条の規定に基づく監査証明を行うため、機構の令和8年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、機構が令和8年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、機構から独立しており、また、会計監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する理事長及び監事の責任

理事長の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監事の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、会計監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について理事長が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。会計監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。

会計監査人は、監事に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

会計監査人は、監事に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに会計監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、機構の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、法第36条第3項に基づく説明書類の「機構の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

機構と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

地方公共団体金融機構
理事長 内藤尚志 様

令和7年度の財務諸表及び決算報告書に係る監査報告書

私たち監事は、地方公共団体金融機構法第18条第4項の規定に基づき、地方公共団体金融機構の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの令和7年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細書をいう。以下同じ。）及び決算報告書について、監査を実施したところであり、その結果について次のとおり報告する。

1 監査の方法及び内容

監査計画に従って、幹部会議その他重要な会議に出席するほか、機構の事業計画の実施状況等業務運営全般について関係者から報告及び説明を受けたほか、今般、決算担当部署から令和7年度の財務諸表及び決算報告書について報告を受け、必要な説明を求めた。

また、会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人とのコミュニケーションを図り、当該会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、当該会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要な説明を求めた。

2 監査の結果

- (1) 令和7年度の財務諸表及び決算報告書は適正なものと認める。
- (2) 会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認める。

令和8年5月28日

地方公共団体金融機構

監事 秋山公城

監事 山本泰生

令和7年度

内部統制報告書

地方公共団体金融機構

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令 第19条第1項及び第28条
【作成日】	令和8年5月27日
【法人名】	地方公共団体金融機構
【英訳名】	Japan Finance Organization for Municipalities
【代表者の役職氏名】	理事長 内藤 尚志
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【主たる事務所の所在の場所】	東京都千代田区日比谷公園1番3号
【縦覧に供する場所】	東京都千代田区日比谷公園1番3号

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

理事長内藤尚志は、当機構の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である令和8年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、当機構の財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況の評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。また、対象の性質に応じて、決算業務の適正性（決算・財務報告プロセス統制）、ITの適切な運営（IT全般統制）についての評価活動を実施しております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当機構は事業拠点が単一であることも踏まえ、事業目的に大きく関わる勘定科目として貸付金及び債券に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、金利スワップの締結、ヘッジ会計の適用のプロセス等といった重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しました。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度の末日（令和8年3月31日）現在の当機構の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。

以上

意見書

令和8年6月12日開催の当委員会における意見は、下記のとおりである。

記

1. 令和7年度においては、引き続き全国的に喫緊の課題である病院事業の経営改善や防災・減災対策の推進、インフラの整備・更新、公共施設等の適正管理、辺地・過疎対策に積極的に対応した貸付けの実施など、地方公共団体に長期・低利な資金を安定的に供給することを通じて地方公共団体の政策ニーズに柔軟に応えることができたものと認められる。

また、金融市場環境の不透明な状況が続く中、市場の動向に応じて、国内定例債の着実な発行に加え、国外債の発行やF L I P債、長期借入の効果的な活用に取り組むほか、国内外でグリーンボンドを発行して幅広い投資家を取り込むなど、多様な手法を活用した機動的かつ安定的な資金調達ができたと評価する。

地方支援業務については、地方公共団体の政策ニーズを踏まえながら、総務省との共同事業である地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業において新たに「地方税務行政のDX」等を支援対象としたこと等により、前年度に比べて約1.5倍の派遣を実施したほか、国立大学法人政策研究大学院大学（GRIPS）等と連携した地方財政に関する調査研究など、調査研究、人材育成・実務支援及び情報発信において充実した取組を実施したものと評価する。

2. 議案「令和7年度決算」については、1. で述べた点に加え、令和7年度は長期金利が大幅に上昇し、また、各国の政治情勢の不安定化や地政学リスクなど不確実性の高い環境のもと、金利や為替の動向など先行き不透明な状況が続く中においても、一定の当期純利益を確保しており、市場からの機構への信認を確保する観点から評価ができるものである。

3. 今後の業務運営にあたっては、以下の点について留意していただきたい。

- (1) 国内外において金利や為替の動向が大きく変化している環境下においても、柔軟かつ適切に対応し業務を着実に遂行できるよう万全を期すとともに、地方公共団体に対し長期・低利の資金を安定的に供給するという使命のもと、地方公共団体が抱える諸課題や政策ニーズに応えられるよう各事業を実施すること。

貸付けについては、整備・更新が喫緊の課題となっている上・下水道や公立病院をはじめとした社会インフラの対策、防災・減災対策、公共施設等の適正管理や辺地・過疎対策事業など地方公共団体にとって優先度が高く住民の生活に直結する事業を積極的に支援すること。

資金調達については、市場環境の変化を踏まえつつ、国内外の資本市場からの信認を確固たるものとし、安定的な資金調達を機動的に行うよう努めること。また、多様な年限やE S G投資の動向を踏まえた調達等、様々な手法を研究・活用し、有利な資金調達を実現するよう努めること。

地方支援業務については、地方公共団体を取り巻く環境の変化や新たな政策ニーズの的確な把握・分析を基礎に、丁寧できめ細かい支援の実現に向け、地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業や、関係機関と連携した人材育成・情報発信に取り組み、一層の活用が進むよう積極的な周知・広報を行うこと。また、地方財政研究者や大学等の専門機関等と連携して実施する調査研究を深化させ、その成果を広く発信すること。

(2) 令和8年度の政府補正予算、令和9年度の政府予算編成等において、地方公共団体の政策ニーズに応えた資金を融通できるようにするため、地方債計画における機構資金の所要額の計上に努めること。所要額の計上にあたっては、金融市場環境が不透明な状況ではあるが、地方公共団体の長期資金への要望に十分応えられるよう努めること。

また、地方交付税の総額確保のため、令和8年度に2,000億円を国に帰属させることとされていることを踏まえ、適切に対応すること。

令和8年6月12日

地方公共団体金融機構経営審議委員会
委員長 前田 栄治

地方公共団体金融機構
理事長 内藤 尚志 殿

会計監査人の選任について（案）

地方公共団体金融機構法第37条第2項の規定により、令和8年度の財務諸表等に係る会計監査人に次の者を選任する。

名 称	EY新日本有限責任監査法人
事務所所在地	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号 東京ミッドタウン日比谷 日比谷三井タワー
代 表 者	理事長 松村 洋季

第47回経営審議委員会意見書(R8. 3)に係る対応

項目	意見	対応状況
貸付け	<p>地方公共団体において、インフラ老朽化や地域医療体制確保への対応など、地方公共団体が抱える諸課題や政策ニーズに応えられるよう、長期・低利の資金を安定的に供給するという使命のもと、地方公共団体に対して適切に貸付けを行うこと。具体的には、整備・更新が喫緊の課題となっている上・下水道や公立病院をはじめとした社会インフラの対策、防災・減災対策、公共施設等の適正管理や辺地・過疎対策事業など地方公共団体にとって優先度が高く住民の生活に直結する事業を積極的に支援するとともに、金融市場環境が変化する中でも、地方公共団体の長期資金のニーズに応えること。</p>	<p>貸付けについては、インフラ老朽化や地域医療体制確保をはじめとする地方公共団体の諸課題、整備・更新が喫緊の課題となっている上・下水道や公立病院などの社会インフラ対策、防災・減災対策、公共施設等の適正管理、辺地・過疎対策など、住民の生活に直結する様々な事業に対し、長期・低利の資金の貸付けを適切に行ってきた。</p> <p>令和8年5月には、中東情勢の緊迫化等により大幅に長期金利が上昇し、令和8年5月改定の機構特別利率について、同一貸付条件の財政融資資金利率と利差が生じたが、これは「地方債及び一時借入金の資金の貸付け等の条件ほか貸付け等の実施に係る基本的な事項」で定める「経済事情の変動その他の事情」に該当するものとして、理事長が別に定める特例規定を初めて適用し、機構特別利率の算定上の最大利下げ幅である0.35%を超える追加利下げを実施した。</p> <p>令和8年度地方債計画においても、機構の要請に応じ、上・下水道事業において機構資金が増額確保されたほか、主要事業における機構資金は引き続き着実に確保されており、今後とも、金融市場環境の変動を注視しつつ、地方公共団体の長期資金ニーズに対し、貸付けを的確に行う。</p>
資金調達	<p>関税政策や地政学的な緊張を背景に経済情勢は大きく動いており、国内外において金利や為替など先行きの不透明な状況下においても、市場環境の変化を踏まえつつ、国内外の債券市場からの信認を確固たるものとし、安定的な資金調達を機動的に行うよう努めること。また、多様な年限やESG投資の動向を踏まえた調達等、様々な手法を研究・活用し、有利な資金調達を実現するよう努めること。</p>	<p>資金調達に当たっては、債券発行を基本とし、長期借入も効果的に活用している。</p> <p>国内債については、定例債の安定的な発行に努めるとともに、フレックス枠や、投資家需要に応じて柔軟に発行するFLIP債を活用し、投資家動向に対して機動的・弾力的に対応することとしている。</p> <p>4月・5月の定例債については、地政学的な緊張を背景に金利や為替が不安定な状況での発行となったが、いずれの年限においても、地方債と同一の条件での発行となった。</p> <p>また、機構の中長期的な資金調達額の平準化や投資家の運用年限短期化のニーズに対応するため、新たに2年債を発行した。4月発行の2年債については、地方公共団体を中心に旺盛な需要が集まり、当初計画額150億円に対して370億円と大幅に増額して発行した。</p> <p>国外債については、市場環境や投資家需要に応じて通貨や年限を柔軟に選択しつつ、起債時期を見極めながら、ベンチマーク債を継続的に発行していきたいと考えており、4月に米ドル建て5年債を5億米ドル発行した。</p> <p>加えて、国内外において、グリーンボンドを着実に発行する。</p> <p>引き続き、市場環境や投資家のスタンスの変化を的確に把握するとともに、IRを効果的に実施し、市場からの信認の強化及び低コストで安定的な資金調達に努める。</p>

第47回経営審議委員会意見書(R8. 3)に係る対応

項目	意見	対応状況
地方支援	<p>地方支援業務については、地方公共団体を巻き込む環境の変化や新たな政策ニーズの的確な把握・分析を基礎に、丁寧できめ細かい支援の実現に向け、地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業や、関係機関と連携した人材育成・情報発信に取り組み、一層の活用が進むよう積極的な周知・広報を行うこと。また、地方財政研究者や大学等の専門機関等と連携して実施する調査研究を深化させ、その成果を広く発信すること。</p>	<p>「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」については、本事業を活用する団体の利便性を向上するため、新たに、ニーズに応じたアドバイザーが選べるよう、マッチング機能を備える。また、未利用団体の解消に向けて、各都道府県町村会の会議等の場を通じPRを行うとともに、首長に直接認識頂けるようにするなど取り組み内容を充実させ、積極的な活用を促す。</p> <p>関係機関(JAMP・JIAM・RILG・(一財)資産評価システム研究センター)との共催研修による人材育成の機会や内容を更に充実させるとともに、地方財務状況調査や研修会の場を通じ、地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業をはじめとした地方支援業務のPRの実施など、積極的な周知により、地方支援業務に対する団体の理解及び活用の促進に努める。</p> <p>調査研究については、地方財政制度の変遷をとりまとめる「地方財政史プロジェクト」や社会保障政策が地方財政に与える影響を研究する研究プロジェクト「地方財政からみた社会保障政策」について、本格的に始動させる。また、国立大学法人政策研究大学院大学(GRIPS)と、教育及び調査研究に関する連携プロジェクトに取り組み、得られた成果については、シンポジウム、フォーラム、ホームページなどにより広く発信に努める。</p>
予算編成等	<p>公庫債権金利変動準備金の国庫帰属に当たっては、国庫帰属後も金利変動リスクへの備えとしては十分な準備金を保有しており機構の経営に何ら影響を及ぼすものではないこと、また、地方公共団体の財源である地方交付税の充実に活用されるものであることを、地方公共団体及び市場関係者に十分理解されるよう、引き続き、適時・適切に説明を行うよう努めること。</p>	<p>公庫債権金利変動準備金の国への帰属について、地方交付税の総額確保のため、令和8年度に2,000億円を帰属させることは、機構は十分な準備金を保有しており、国庫帰属後も機構の経営に何ら影響を及ぼすものではないことについて、これまで、地方公共団体向け広報誌等による周知や証券会社等の市場関係者に対して個別に説明を行ってきたところ。引き続き、あらゆる機会をとらえて適時・適切に説明を行うよう努める。</p>

令和7年度末貸付債権残高の状況

1 地方公共団体（都道府県・市区町村・一部事務組合等）への貸付残高の分類

○財政再生・財政健全化団体への貸付残高は、地方公共団体への貸付残高総額の0.04%
 ○貸付残高を有する財政再生・財政健全化団体は、1団体 (前年度1団体から増減なし)

(単位:億円)

財政健全化法 による分類	団体数	令和7年度末 貸付残高	割合	団体数	令和6年度末 貸付残高	割合	増減		
							団体数	貸付残高	割合
財政再生団体	1	86	0.04%	1	88	0.04%	0	-2	0.00%
財政健全化団体	0	0	0.00%	0	0	0.00%	0	0	0.00%
健全団体	2,163	225,541	99.96%	2,154	226,889	99.96%	9	-1,348	-0.00%
都道府県 市区町村 一部事務組合等 合計	2,164	225,627	100.00%	2,155	226,977	100.00%	9	-1,350	

2 地方公営企業への貸付残高の分類

○貸付残高を有する経営健全化企業は、1団体 (前年度から1企業増)

(単位:億円)

財政健全化法 による分類	事業主体数	令和7年度末 貸付残高	割合	事業主体数	令和6年度末 貸付残高	割合	増減		
							事業主体数	貸付残高	割合
経営健全化企業	1	35	0.03%	0	0	0.00%	1	35	-0.00%
健全企業	4,763	112,562	99.97%	4,805	113,559	100.00%	-42	-996	-0.03%
合計	4,764	112,598	100.00%	4,805	113,559	100.00%	-41	-960	

(注) ・事業主体数とは、地方公共団体（都道府県・市区町村・一部事務組合等）が所管する各事業数である。
 ・令和7年度末貸付残高及び令和6年度末貸付残高は、1の内数である。

3 地方道路公社への貸付残高の分類

○要注意先は1公社該当あり (前年度1公社から増減なし)

(単位:億円)

自己査定による債務者区分	公社数	令和7年度末 貸付残高	割合	公社数	令和6年度末 貸付残高	割合	増減		
							公社数	貸付残高	割合
要注意先	1	3	27.43%	1	6	28.45%	0	-3	-1.02%
正常先	2	9	72.57%	4	17	71.55%	-2	-7	1.02%
合計	3	13	100.00%	5	24	100.00%	-2	-10	

■地方公共団体金融機構貸付債権における自己査定結果(令和7年度末残高)

(単位:百万円)

	自己査定による 債務者区分	自己査定による 債権分類	(参考) 銀行法及び金融再生法 に基づく債権														
機構には該当なし	<table border="1"> <tr> <td>破綻先 0</td> </tr> <tr> <td>実質破綻先 0</td> </tr> <tr> <td>破綻懸念先 0</td> </tr> <tr> <td>要注意先 0 (要管理先に相当※2)</td> </tr> </table>	破綻先 0	実質破綻先 0	破綻懸念先 0	要注意先 0 (要管理先に相当※2)		<table border="1"> <tr> <td>破産更生債権及びこれらに準ずる債権 0</td> </tr> <tr> <td>危険債権 0</td> </tr> <tr> <td>要管理債権 0 三月以上延滞債権 0 貸出条件緩和債権 0</td> </tr> </table>	破産更生債権及びこれらに準ずる債権 0	危険債権 0	要管理債権 0 三月以上延滞債権 0 貸出条件緩和債権 0							
破綻先 0																	
実質破綻先 0																	
破綻懸念先 0																	
要注意先 0 (要管理先に相当※2)																	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権 0																	
危険債権 0																	
要管理債権 0 三月以上延滞債権 0 貸出条件緩和債権 0																	
機構貸付債権	<table border="1"> <tr> <td>地方道路公社の内訳</td> <td>地方道路公社(3公社)</td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>要注意先(1公社) (要管理先以外に相当※2)</td> <td>375 (0.00%)</td> </tr> <tr> <td>正常先(2公社)</td> <td>992 (0.00%)</td> </tr> </table> </td> <td>1,368 (0.01%)</td> </tr> <tr> <td>地方公共団体 (非区分※3)</td> <td>22,568,742 (99.99%)</td> </tr> </table>	地方道路公社の内訳	地方道路公社(3公社)	<table border="1"> <tr> <td>要注意先(1公社) (要管理先以外に相当※2)</td> <td>375 (0.00%)</td> </tr> <tr> <td>正常先(2公社)</td> <td>992 (0.00%)</td> </tr> </table>	要注意先(1公社) (要管理先以外に相当※2)	375 (0.00%)	正常先(2公社)	992 (0.00%)	1,368 (0.01%)	地方公共団体 (非区分※3)	22,568,742 (99.99%)	<table border="1"> <tr> <td>全債権 非分類(※3)</td> <td>22,570,110</td> </tr> </table>	全債権 非分類(※3)	22,570,110	<table border="1"> <tr> <td>全債権 正常債権</td> <td>22,570,110</td> </tr> </table>	全債権 正常債権	22,570,110
地方道路公社の内訳	地方道路公社(3公社)																
<table border="1"> <tr> <td>要注意先(1公社) (要管理先以外に相当※2)</td> <td>375 (0.00%)</td> </tr> <tr> <td>正常先(2公社)</td> <td>992 (0.00%)</td> </tr> </table>	要注意先(1公社) (要管理先以外に相当※2)	375 (0.00%)	正常先(2公社)	992 (0.00%)	1,368 (0.01%)												
要注意先(1公社) (要管理先以外に相当※2)	375 (0.00%)																
正常先(2公社)	992 (0.00%)																
地方公共団体 (非区分※3)	22,568,742 (99.99%)																
全債権 非分類(※3)	22,570,110																
全債権 正常債権	22,570,110																
総計	22,570,110	22,570,110	22,570,110														

- (注) 1. 地方道路公社については機構が定める自己査定に関する規程の区分を用い、地方公共団体については貸付審査に関する規程の区分を用いて、貸付債権を適正に管理している。
2. 地方道路公社の自己査定による債務者区分は、令和6年度決算の数値を用いて区分している。
3. 自己査定、銀行法及び金融再生法に基づく債権は、貸出金及び未収利息である。
4. 債権額は単位未満切り捨てのため、割合は小数点第3位を四捨五入しているため、計が合わないことがある。
5. 「銀行法及び金融再生法に基づく債権」について、当機構は銀行法及び金融再生法の適用を受けないが、参考として、当機構の全ての貸付債権を、当該法令に当てはめた場合の債権区分との関係を示している。

【参考】

- ※1 自己査定に関する規程は、令和元年12月に廃止された金融庁の「金融検査マニュアル」(以下「廃止マニュアル」という。)に準じて独自に定めたものである。なお、地方道路公社については、新たな貸付けは発生しないことなどから、引き続き同様の方法による自己査定を実施している。
- ※2 廃止マニュアルでは、債務者区分は5区分とされているが、債務者区分と銀行法及び金融再生法に基づく開示債権等との関係性を明示するため、便宜的に要注意先を2つ(要管理先に相当・要管理先以外に相当)に区分して表記している。
- ※3 廃止マニュアルでは、地方公共団体に対する貸付債権については、回収の危険性又は価値の毀損の危険性がないという理由から、債務者区分は要しないもの(非区分)とされ、債権分類については非分類とされている。

**令和7年度
貸付予定及び機構債権残高を有する
団体・公営企業の財務審査結果**

1 基本方針

当該年度に貸付予定の地方公共団体・地方公営企業及び機構債権残高を有する地方公共団体・地方公営企業を対象として、融資審査事務実施要領に基づき、「地方公共団体の財政状況及び地方公営企業の経営状況の堅実性」、「償還の確実性」を確認するため必要な財務審査を実施した。

2 財務審査の実施方法

- ・ 財務審査は、財政再生団体、財政健全化団体又は経営健全化企業のうち、令和6年度末に機構債権残高を有する先及び令和7年度に貸付予定のある先について、ヒアリング及び財務審査票を作成し、財政再生計画等の進捗状況を確認。
- ・ 令和6年度決算では1団体、1企業が財務審査対象（前年度1団体）。

<財務審査対象団体一覧>

（単位：億円）

区分	団体名・公営企業名	R6年度末 貸付残高	R7年度 貸付予定
財政再生団体	北海道夕張市	88.2	有
財政健全化団体	該当なし	—	—
経営健全化企業	秋田県仙北市病院事業	37.9	無

【審査方法】

- ・ 対象団体の財政再生計画・財政健全化計画・経営健全化計画を確認
- ・ 調査票作成依頼及びヒアリング、必要に応じ現地訪問
- ・ 相手方：該当団体の起債同意・許可権者（道府県）、該当団体

【主な確認事項】

- ・ 該当団体の行財政運営の概要、財政支援策及び将来の見通し（道府県）
- ・ 財政再生計画・財政健全化計画・経営健全化計画の進捗状況
- ・ 計画完了の目途

3 財務審査結果（概況）※詳細別紙1、2

- ・ 夕張市の財政再生計画は総じて順調（実質公債費比率、将来負担比率はともに計画値を上回る改善、基金残高も計画値を上回っており、計画達成への深刻な影響は見て取れない）に進捗しており、機構資金の新規貸付けは可能と判断。
- ・ 新規対象となった仙北市病院事業についても、経営健全化計画を策定し、経営体制の合理化を含め計画的に資金不足解消に取り組むこととしており、新規貸付けは可能と判断するが、令和7年度は貸付け予定なし。

サステナビリティに関する取組について

- 令和5年より「企業内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、有価証券報告書に「サステナビリティに関する考え方及び取組」を記載することとされた。
- これを踏まえ、機構においても例年6月に公表する機構法第36条第3項に基づく説明書類で「サステナビリティに関する考え方及び取組」を公表。

項目	目標値	令和7年度	(参考) 令和6年度
全労働者に占める女性比率	令和8年度末までに40%以上	全職員:37.8% 職員:31.3% 非常勤職員:91.7% (令和7年4月時点)	全職員:35.8% 職員:28.9% 非常勤職員:91.7% (令和6年4月時点)
女性管理職比率	令和8年度末までに5%以上	10.0%	0.0%
男性の育児休業取得率	100%	100%	該当者なし
年次有給休暇取得率	令和8年度末までに75%以上	81.2% (令和7年1月1日～12月31日)	86.0% (令和6年1月1日～12月31日)
温室効果ガス(GHG)排出量(Scope1・2)	2050年までにネットゼロ	54.9 tCO2※	82.1tCO2※
グリーンボンド等の継続発行	—	国内 令和7年 6月 250億円 令和7年11月 270億円 国外 令和8年 1月 7.5億ユーロ	国内 令和6年 6月 210億円 令和6年12月 200億円 国外 令和7年 1月 5億ユーロ

※ 社用車の燃料使用、事業所等における電気使用(その使用量が原則共益費に含まれる空調設備に係る分を除く。)によるものを算定。

「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」 ～ 総務省と地方公共団体金融機構の共同事業 ～

- 人口減少下において、地方公共団体における人手不足等の資源制約や、施設の老朽化に伴う更新需要の増大等の問題が深刻化しており、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行っていく必要性が高まっている。
- しかしながら、地方公共団体においては、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が十分に蓄積されていない場合が多く、小規模市町村を中心に公営企業の経営改革やストックマネジメント等の取組の推進に困難を伴っている団体もあるところ。

➡ **地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣。**

事業のポイント

- ① アドバイザーは、自治体職員・OB、公認会計士、学識経験者等の専門的な人材が務め、それぞれの団体が選択。
- ② アドバイザーの派遣経費（謝金、旅費）は、地方公共団体における予算計上不要（地方公共団体金融機構が負担）。

事業概要（支援分野）

- 公営企業・第三セクター等の経営改革
 - ・ D X ・ G X の取組
 - ・ 経営戦略の改定・経営改善
 - ・ 公立病院経営強化プランの改定・経営強化の取組
 - ・ 上下水道の広域化等
 - ・ 第三セクター等の経営健全化
 - 公営企業会計の適用
 - 地方公会計の整備・活用
 - 公共施設等総合管理計画の見直し・実行
 - 地方公共団体の D X
 - （AI（生成AI含む）・RPAの利活用の推進、消防防災 D X を含む）
 - 地方公共団体の G X
 - **地方公共団体間の広域連携**
 - **地方税務行政のDX等**
 - **地方創生の取組**
 - 首長・管理者向けトップセミナー
- 令和7年度追加**

事業実績推移

区分	R3	R4	R5	R6	R7
支援件数	555件	723件	929件	1,131件	1,437件
派遣実施回数	1,449回	1,912回	2,686回	3,546回	5,203回

R7年度実績内訳

年度	支援方法及び件数									
	事業全体	公営企業の経営改革	公営企業会計	地方公会計	公共施設等総合管理計画	地方公共団体DX	地方公共団体GX	広域連携	地方税務行政DX	地方創生
R7	1,437件	534件	62件	212件	195件	357件	24件	17件	33件	3件
(参考) R6	1,131件	472件	70件	165件	151件	253件	20件	—	—	—

機構特別利率にかかる特例の対応状況について

1. 概要

- 機構は公営競技納付金等により基準利率より最大0.35%利下げした機構特別利率で貸付を実施
- 令和7年5月の米国の関税政策等による金利変動拡大を受け、0.35%を超える利下げを可能とする特例を創設

(参考) 地方債及び一時借入金の資金の貸付け等の条件ほか貸付け等の実施に係る基本的な事項

(平成20年8月27日理事長決定 令和7年6月24日改正)

- 機構特別利率は基準利率から一定率を控除し算定するものとし、「基準利率-0.35%」を下限とする。ただし、内外の金融秩序の混乱、経済事情の変動その他の事情により、この算定方法によりがたいときは、理事長が別に定めるところにより算定することができる。

2. 今回の状況と対応

- 令和8年5月に入り、中東情勢の緊迫化に伴う原油高を通じたインフレ懸念の再燃、主要国金利の上昇、国内の物価上振れ・日銀政策観測、国債需給悪化懸念等が重なり、長期金利が大幅に上昇
- 5月改定の基準利率について、**財政融資資金利率との差が最大0.50%となった**
- 今回の長期金利の上昇は「**経済事情の変動その他の事情**」に該当するため、財政融資資金利率まで**追加利下げを実施(特例創設後初)**
- 対象となる貸付は2,670件、貸付額3,286億円であり、最大の利下げ幅は0.45%(0.50%の貸付はなし)

3. 追加利下げの状況

- 追加利下げをした場合の利子の差額は総額24.8億円**であり、令和8年度～令和37年度まで差額の影響が発生
- 単年度あたりで最も大きい額は**令和9年度の2.1億円**
- 令和8年度機構予算の当期純利益(約356億円)に照らせば、本件による単年度あたりの利子の差額は**当期純利益の約0.6%**であり、**機構の財務の健全性を確保し、引き続き市場の信認を得られる範囲内と考えられる**

【5月貸付利率を適用した貸付の状況】

(単位：団体、件、億円)

	団体数	件数	貸付額	利子の差額
5月貸付利率適用貸付(全体)※1	1,305	6,860	6,894	24.8
うち追加利下げ対象貸付	806	2,670	3,286	24.8
うち市町村※2	773	2,597	3,059	23.1

※1 基準利率による貸付を含む

※2 政令市、特別区を除く